国立研究開発法人物質・材料研究機構
定年制職員給与規程

平成１３年４月２日
１３規程第９号

第１章　総　　則

（目的）
第１条　国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則（平成１８年３月３１日　１８規程第４６号。以下「定年制職員就業規則」という。）第１条第１項に規定する定年制職員（以下「定年制職員」という。）の給与は、定年制職員就業規則第３５条に基づき、本規程の定めるところによる。

（給与決定の原則）
第２条　給与は、定年制職員の職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて理事長が決定する。

（給与体系）
第３条　定年制職員の給与の種類は、月給制及び年俸制とする。
２　月給制の定年制職員の給与は、本給及び諸手当とする。
３　年俸制の定年制職員の給与は、年俸本給、業績給及び諸手当とする。
４　諸手当は、扶養手当、管理職手当、職制手当、初任給調整手当、地域手当、研究員調整手当、期末手当、勤勉手当、業績手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、法定休日勤務手当、退職金見合手当、特別貢献手当及び特命業務手当とする。

（給与の支給）
第４条　給与は、法令により控除すべきもの及び職員の過半数を代表する者との協定によるものを除き、その全額を通貨で直接、又は定年制職員が指定する預金若しくは貯金の口座への振込みにより支払う。

（給与の計算期間及び支給定日）
第５条　給与の計算期間及び支給定日は次の通りとする。
（１）給与の支給定日は、毎月１７日とする。
（２）給与の支給定日が土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たる場合にはその前日に、日曜日に当たる場合にはその前々日に支払う。ただし、その日が１５日となる場合で、かつ、所定休日に当たるときは、１８日に支払うこととする。
（３）時間外勤務手当及び法定休日勤務手当の計算期間は毎月１日から末日までとし、翌月の１７日に支払う。
（４）新たに定年制職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降格等により給与額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた給与を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日定年制職員となったときは、その日の翌日から給与を支給する。
（５）定年制職員が退職したときは、その日まで給与を支給する。

（６）定年制職員が死亡したときは、その月の末日まで給与を支給する。
（７）第４号又は第５号の規定により給与を支給する場合であって、月の途中での採用、退職、昇格、降格等のときは、その給与額は、その期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

（非常時払い）
第６条　定年制職員が次の各号の一に該当し、かつ、請求があった場合には、前条に定める支給定日前であっても、その日までの勤務に対する給与を支給することができる。
（１）本人が死亡したとき。
（２）その他、理事長がやむを得ない事由があると認めたとき。

（給与の端数計算）
第７条　給与の端数計算は次のとおりとする。
（１）各給与項目の計算上１円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。ただし、勤務１時間あたりの給与額に１円未満の端数が生じたときは、四捨五入する。
（２）給与の総支給額に１円未満の端数が生じたときは、これを切捨てて計算する。

（勤務１時間あたりの給与額）
第８条　勤務１時間あたりの給与額は、本給又は第１０条第４項に定める年俸本給月額に第１５条の２第２項に定める業績給月額を加えて得た額並びに地域手当及び研究員調整手当の月額（扶養手当、管理職手当及び職制手当に係るものを除く。）の合計額に１２を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除した額とする。

（支給者の特例）
第９条　定年制職員が死亡した場合の給与等は、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第４２条又は第４３条に規定する者に支給する。

第２章　給　　与

第１節　本給及び年俸本給

（本給及び年俸本給）
第１０条　本給及び年俸本給は定年制職員の担当する職務の複雑、困難及び責任の度合、経験、資格並びにその勤務成績に基づいて国立研究開発法人物質・材料研究機構初任給、昇格、昇給等の取扱いに関する規則（平成１３年６月２８日　１３規則第４号。以下「初任給、昇格、昇給等規則」という。）の定めるところにより決定する。
２　前項の本給は月額とし、次に掲げる本給表に定める級号俸により支給する。ただし、定年制職員就業規則第５８条の２の規定により育児短時間勤務の承認を得た定年制職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の本給は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の級号俸の月額に当該育児短時間勤務職員の１週間の勤務時間を３８時間４５分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
（１）事務職本給表（別表第１）

（２）月給制研究職本給表（別表第２）
（３）エンジニア職本給表（別表第３）

３　年俸本給は年額とし、年俸制研究職本給表（別表第２の２）に定める級号俸とする。

４　年俸本給は、これを１２で除して得た額（以下「年俸本給月額」という。）を毎月支給する。ただし、年俸制の育児短時間勤務職員の年俸本給月額は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の年俸本給月額に当該育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とする。

（初任給）

第１１条　新たに採用された定年制職員の受ける本給及び年俸本給は、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより、職務の複雑、困難及び責任の度合、経験並びに資格を考慮して決定する。

（昇格及び昇給）

第１２条　定年制職員の昇格は、その者の職務及び勤務成績等を考慮し、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより行う。

２　定年制職員の昇給は、次条で定める日に、前年度１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

３　前項の規定により定年制職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した定年制職員の昇給の号俸数を４号俸（事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が８級以上であるもの及び月給制研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が５級以上である定年制職員にあっては、０号俸）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより決定するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、次条に定める日における年齢が満５５歳以上の定年制職員の第２項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等規則に定める基準に従い決定するものとする。

５　前各項及び次条から第１５条までに規定するほか、昇給に関して必要な事項は、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところによる。

（昇給の時期）

第１３条　定年制職員の昇給時期は、毎年７月１日とする。

（特別な場合の昇給）

第１４条　前２条の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは、初任給、昇格、昇給等規則の定めるところにより特別に昇給を行うことができる。

（１）業務成績の向上、能率増進、発明考案、表彰等により職務上特に功績があったとき。
（２）研修に参加し、その成績が特に良好な場合
（３）相当の期間にわたり特に繁忙な業務に精励したとき。
（４）機構の都合により退職するとき。

（特別昇給の時期）

第１５条　前条に規定する特別な場合の昇給の時期は初任給、昇格、昇給等規則に定める時期とする。

第１節の２　　業　績　給

（業績給）

第１５条の２　業績給は、年額とし、当該定年制職員の業績等に基づいて理事長が決定する。

２　業績給は、前項又は次条の規定により決定した額を１２で除して得た額（以下「業績給月額」という。）を毎月支給する。ただし、年俸制の育児短時間勤務職員の業績給月額は、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務職員の業績給月額に当該育児短時間勤務職員の算出率を乗じて得た額とする。

（業績給の改定）

第１５条の３　業績給の改定は、業績評価等に基づき、原則として年１回、毎年７月１日に実施する。

２　業績給は、国家公務員の給与改定状況等社会情勢、機構の予算その他の事由により増又は減額することができる。

第２節　諸　　手　　当

（扶養手当）

第１６条　扶養手当は、扶養親族のある定年制職員に対して支給する。ただし、次項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（第３項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が９級以上であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が６級であるものに対しては支給しない。

２　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその定年制職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（１）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子

（２）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫

（３）満６０歳以上の父母及び祖父母

（４）満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹

（５）重度心身障害者

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、扶養親族たる父母等については１人につき６，５００円（事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が８級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が５級であるものにあっては、３，５００円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（管理職手当）

第１７条　管理職手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、審議役、部門長、室長及びこれらと同等とみなされる職にある定年制職員に対し、当該定年制職員の職務の級及び役職に係る別表第４に定める事務職役職区分表（以下「事務職役職区分表」という。）の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第５に定める管理職手当表の金額欄に定める額及び管理職調整額を毎月支給する。

２　前項に規定する管理職調整額は、理事長が特命する業務を遂行するため、本務とする職以外の職を併任し、又は本務とする職以外の職に指名された定年制職員に対して、理事長が認めた場合に限り、支給することができる。

３　管理職調整額は、当該定年制職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任の程度に応じ、理事長が定める額とする。

４　前各項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項については理事長が別に定める。

（職制手当）

第１７条の２　職制手当は、月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員に対し、毎月支給する。

２　職制手当の金額は、職制基本額に職制役職額及び職制調整額を加算した額とする。

３　職制基本額の金額は、別表第５の２に定める職制基本額表の職務の級欄に掲げる職務の級に応じ、同表の金額欄に定める額とする。だし、採用時に初任給、昇格、昇給等規則別表第２ロ又はハに基づき、大学卒の初任給が適用された職員に対しては、原則採用から２年間は支給しない。

４　第２項に規定する職制役職額の加算は、別表第６に定める研究職・エンジニア職役職区分表（以下「研究職・エンジニア職役職区分表」という。）の役職欄に掲げる役職にある定年制職員に対して行う。

５　職制役職額の金額は、当該定年制職員の役職に係る研究職・エンジニア職役職区分表の区分欄に掲げる区分に応じ、別表第７に定める職制役職額表の金額欄に定める額とする。

６　前項の規定による職員のほか、国立研究開発法人物質・材料研究機構グループリーダー等に関する達（平成２９年１２月１９日　２９規程第３０号）に定めるチームリーダーの役職にある定年制職員に対して、職制役職額として毎月６，５００円を支給する。

７　第２項に規定する職制調整額の加算は、本務とする職以外の職を併任し、又は本務とする職以外の職に指名された定年制職員に対して行うことができる。

８　職制調整額は、当該定年制職員が併任し、又は指名された職における職務の内容及び責任の程度に応じ、理事長が定める額とする。

９　研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にある定年制職員以外の定年制職員に支給する職制手当には、第２５条に規定する時間外勤務手当の１２時間相当分（午後１０時から翌日の午前５時までの勤務を除く。）を含むものとする。

１０　前各項に規定するもののほか、職制手当の支給に関し必要な事項については理事長が別に定める。

（初任給調整手当）

第１７条の３　初任給調整手当は、事務職本給表を受ける定年制職員で、採用時に初任給、昇格、昇給等規則別表第２イに基づき、修士課程修了者又は大学卒の初任給が適用された職員に対して支給する。

２　大学卒の場合、２４６，２００円からその職員に適用される本給を差し引いて

得た額を支給する。なお、本給と初任給調整手当の合計額が、２４６，２００円に達するまで支給し、それを超えた場合に初任給調整手当の支給は行わないものとする。

３　修士課程修了者の場合、２６０，５００円からその職員に適用される本給を差し引いて得た額を支給する。なお、本給と初任給調整手当の合計額が、２６０，５００円に達するまで支給し、それを超えた場合に初任給調整手当の支給は行わないものとする。

（地域手当）

第１８条　地域手当は、定年制職員に対し、その定年制職員の本給又は年俸本給月額に９分の１０を乗じて得た額（以下「みなし本給月額」という。）、扶養手当、管理職手当、職制手当及び初任給調整手当の月額の合計額に、１００分の１６を乗じて得た額を毎月支給する。

２　年俸制の育児短時間勤務職員に係る前項の規定の適用については、同項中「年俸本給月額に９分の１０を乗じて得た額（以下「みなし本給月額」という。）」とあるのは「年俸本給月額に９分の１０を乗じて得た額（以下「みなし本給月額」という。）に算出率を乗じて得た額」とする。

（研究員調整手当）

第１９条　研究員調整手当は、機構に勤務する定年制職員で月給制研究職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対し、本給又はみなし本給月額、扶養手当及び職制手当の月額の合計額に１００分の１０を乗じて得た額を支給する。

２　研究員調整手当を支給される定年制職員のうち、前条の規定により地域手当を支給されることとなる定年制職員の当該地域手当の割合は、次の各号に掲げる区分に応じた割合とする。この場合において、当該割合が０となる定年制職員には、当該地域手当は支給しない。

（１）１００分の１０を超える支給割合　当該支給割合から研究員調整手当の支給割合を減じた割合

（２）１００分の１０以下の支給割合　１００分の１０から研究員調整手当の支給割合を減じた割合

３　研究員調整手当には、裁量労働制適用者のみ、第２５条第１項に規定する時間外勤務手当のうち、午後１０時から翌日の午前５時までの勤務に対する手当の２０時間相当分及び同項第６号に規定する代休を取得した場合の法定休日以外の所定休日における勤務に対する手当の１６時間３０分相当分並びに第２６条第１項第２号に規定する法定休日における勤務に代休を取得した場合に対する法定休日勤務手当の１６時間３０分相当分を含むものとする。

４　年俸制の育児短時間勤務職員に係る第１項の規定の適用については、同項中「みなし本給月額」とあるのは「みなし本給月額に算出率を乗じて得た額」とする。

（期末手当）

第２０条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下この条から第２１条の２までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した定年制職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構期末手当・勤勉手当支給細則（平成１３年６月２８日　１３細則第１８号。以下「期末手当・勤勉手当支給細則」という。）第１９条に定める日に支給する。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、１００分の１２５を乗じて得た額（第５項各号の規定の適用を受ける定年制職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、１００分の１０５を乗じて得た額）に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（１）６箇月　１００分の１００

（２）５箇月以上６箇月未満　１００分の８０

（３）３箇月以上５箇月未満　１００分の６０

（４）３箇月未満　１００分の３０

３　前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した定年制職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下同じ。）において定年制職員が受けるべき本給（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）又はみなし本給月額、扶養手当及び初任給調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

４　次表の定年制職員欄に定める定年制職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）又はみなし本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に次表の定年制職員欄の区分に対応する加算割合欄に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

本給表	定年制職員	加算割合
事務職本給表	職務の級１０級、９級及び８級の定年制職員	１００分の２０
	職務の級７級及び６級の定年制職員	１００分の１５
	職務の級５級及び４級の定年制職員	１００分の１０
	職務の級３級の定年制職員	１００分の５
月給制研究職本給表 年俸制研究職本給表	職務の級６級の定年制職員	１００分の２０
	職務の級５級の定年制職員	１００分の１５ （ただし、次項に定める定年制職員にあっては、１００分の２０）
	職務の級４級及び３級の定年制職員	１００分の１０
	職務の級２級の定年制職員（別に定める定年制職員に限る。）	１００分の５
エンジニア職本給表	職務の級６級の定年制職員	１００分の２０
	職務の級５級の定年制職員	１００分の１５ （ただし、次項に定める定年制職員にあっては、１００分の２０）
	職務の級４級及び３級の定年制職員	１００分の１０
	職務の級２級の定年制職員（別に定める定年制職員に限る。）	１００分の５

５　前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある定年制職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）又はみなし本給月額に乗じて得た額を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

（１）事務職役職区分表に定める一種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める幹部職の役職にある定年制職員
１００分の２５

（２）事務職役職区分表に定める二種の役職又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める基幹職の役職にある定年制職員
１００分の１５

６　前５項に規定するほか、期末手当の支給に関して必要な事項については期末手当・勤勉手当支給細則の定めるところによる。

（勤勉手当）

第２１条　勤勉手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、６月１日及び１２月１日にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前１月以内に退職

し、又は死亡した定年制職員に対し、前年度におけるその者の勤務成績等に応じて理事長が定めるところにより、それぞれ期末手当・勤勉手当支給細則第１９条に定める日に支給する。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末手当・勤勉手当支給細則第１３条に定める割合を乗じて得た額とする。

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）及び初任給調整手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

４　勤勉手当の額は、第２項の勤勉手当基礎額にそれぞれの基準日現在（退職し、または死亡した定年制職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において定年制職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定管理職員にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

５　前条第４項及び第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項」とあるのは「第２１条第３項」と読み替えるものとする。

６　前５項に規定するほか、勤勉手当の支給に関して必要な事項については期末手当・勤勉手当支給細則の定めるところによる。

（業績手当）

第２１条の２　業績手当は、月給制研究職本給表、エンジニア職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける定年制職員のうち、６月１日及び１２月１日にそれぞれ在職する定年制職員及びこれらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した定年制職員に対し、それぞれ国立研究開発法人物質・材料研究機構業績手当支給細則（平成１５年３月２５日　１５細則第３号。以下「業績手当支給細則」という。）第１１条に定める日に支給する。

２　業績手当の額は、業績手当基礎額に１００分の９２．５（特定管理職員にあっては１００分の１０２．５）を乗じて得た額に、前年の個人業績等に応じて理事長が定める額を加算した額とする。ただし、評価対象期間の初日以降に機構の定年制職員となった者については、評価を受ける期間が短いこと等による個人業績結果の不利が予想されるため、当該定年制職員に支給する業績手当の額は、業績手当基礎額に１００分の９２．５を乗じて得た額に、業績手当基礎額に１００分の１０を乗じて得た額を加算した額（特定管理職員にあっては業績手当基礎額に１００分の１０２．５を乗じて得た額に、業績手当基礎額に１００分の２０を乗じて得た額を加算した額）と、個人業績に応じて計算した額のうち、高い額を適用する。

３　前項の業績手当基礎額は、それぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき本給月額（育児短時間勤務職員については、その本給月額を算出率で除して得た額）又はみなし本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額とする。

４　業績手当の額は、第２項の業績手当基礎額にそれぞれの基準日現在において定年制職員が受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０５（特定管理職員にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

５　前条第４項及び第５項の規定は、第２項の業績手当基礎額について準用する。この場合において、同条第４項中「前項」とあるのは「第２１条の２第３項」と読み替えるものとする。

６　前５項に規定するほか、業績手当の支給に関して必要な事項については業績手当支給細則の定めるところによる。

（通勤手当）

第２２条　通勤手当は、次に掲げる定年制職員に支給する。

（１）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする定年制職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２ｋｍ未満であるもの及び第３号に掲げる定年制職員を除く。）

（２）通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（ただし、機構、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする定年制職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２ｋｍ未満であるもの及び次号に掲げる定年制職員を除く。）

（３）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする定年制職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員以外の定年制職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２ｋｍ未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる定年制職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

（１）前項第１号に掲げる定年制職員

支給単位期間につき、第６項第１号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第８項各号に定めるところにより算出する。以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が５５，０００円を超えるときは、支給単位期間につき、５５，０００円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（２）前項第２号に掲げる定年制職員

次に掲げる定年制職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ　自動車等の使用距離（以下この号及び次号において「使用距離」という。）が片道５ｋｍ未満である定年制職員

２，０００円

ロ　使用距離が片道５ｋｍ以上１０ｋｍ未満である定年制職員

４，２００円

ハ　使用距離が片道１０ｋｍ以上１５ｋｍ未満である定年制職員

７，１００円

ニ　使用距離が片道１５ｋｍ以上２０ｋｍ未満である定年制職員

１０，０００円

ホ　使用距離が片道２０ｋｍ以上２５ｋｍ未満である定年制職員
１２，９００円
ヘ　使用距離が片道２５ｋｍ以上３０ｋｍ未満である定年制職員
１５，８００円
ト　使用距離が片道３０ｋｍ以上３５ｋｍ未満である定年制職員
１８，７００円
チ　使用距離が片道３５ｋｍ以上４０ｋｍ未満である定年制職員
２１，６００円
リ　使用距離が片道４０ｋｍ以上４５ｋｍ未満である定年制職員
２４，４００円
ヌ　使用距離が片道４５ｋｍ以上５０ｋｍ未満である定年制職員
２６，２００円
ル　使用距離が片道５０ｋｍ以上５５ｋｍ未満である定年制職員
２８，０００円
ヲ　使用距離が片道５５ｋｍ以上６０ｋｍ未満である定年制職員
２９，８００円
ワ　使用距離が片道６０ｋｍ以上である定年制職員
３１，６００円

（３）前項第３号に掲げる定年制職員
次に掲げる定年制職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ　自動車等の使用距離が片道２ｋｍ以上である定年制職員及び自動車等の使用距離が片道２ｋｍ未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である定年制職員　前２号に定める額（第１号に規定する１箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が５５，０００円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、５５，０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
ロ　１箇月当たりの運賃等相当額（２以上の普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）以外の交通機関等をいう。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下同じ。）が前号に定める額以上である定年制職員（イに掲げる定年制職員を除く。）　第１号に定める額
ハ　１箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である定年制職員（イに掲げる定年制職員を除く。）　前号に定める額

３　事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった定年制職員で交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる定年制職員で、当該異動又は事業所移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当
支給単位期間につき、第６項第２号の規定により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等に相当する額（第５項において「特別料

金等相当額」という。）

（２）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

４　前項の規定は、新たに定年制職員として採用された者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる定年制職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が認める定年制職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される定年制職員との権衡上必要があると理事長が認める定年制職員の通勤手当の額の算出について準用する。

５　第２項第１号の規定に関わらず、第３項に該当する場合その他の理事長が認める場合において、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額（以下「通勤手当算出基礎額」という。）が５５，０００円を超える定年制職員の通勤手当の額は、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、１箇月あたり１５０，０００円を上限として、当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

６　通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。

（１）普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。

（２）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

７　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として、次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）とする。

（１）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等

普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ６箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

（２）回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等

１箇月

８　第２項第１号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（１）定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　通用期間が支給単位期間である定期券の価額

（２）回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　当該回数乗車券等の通勤２１回分の運賃等の額

９　通勤手当の支給は、定年制職員に新たに第１項の要件が具備されるに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始する。また、通勤手当を受けている定年制職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

１０　第１項の定年制職員が、次の各号に掲げる事由に該当するときは、その支給単位期間に係る通勤手当は、支給しない。

（１）出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

（２）国立研究開発法人物質・材料研究機構キャリア形成職員就業規則（平成２０年３月３１日　２０規程第１６号）の適用を受けるキャリア形成職員であった者が引き続き定年制職員となった場合において、キャリア形成職員給与規程（平成２０年３月３１日　２０規程第１７号）第２２条第７項の規定により既にその支給単位期間に係る通勤手当を支給されている場合

１１　次の各号に掲げる定年制職員のうち、育児短時間勤務その他の事由により、支給単位期間の１箇月当たりの通勤所要回数の平均が１０回に満たない定年制職員の当該支給単位期間に係る通勤手当は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）第１項第２号及び第３号に掲げる定年制職員　第２項第２号のイからワまでに定める額の１００分の５０

（２）第１項第３号に掲げる定年制職員　前号の規定を適用して算出した場合における第２項第３号のイからハまでに定める額

１２　通勤手当（１箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される定年制職員について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該定年制職員に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。

（１）退職した場合又は第１項の要件を欠くに至った場合。ただし、退職後に引き続きキャリア形成職員となった場合を除く。

（２）通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

（３）定年制職員が、月の途中において定年制職員就業規則第４３条の規定により休職にされ、国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員育児休業、育児短時間勤務、介護休業等に関する規程（平成１８年３月３１日　１８規程第８号。以下「定年制職員育児・介護休業規程」という。）第５条の規定により育児休業をし、国立研究開発法人物質・材料研究機構配偶者同行休業規程（令和６年８月２１日　２０２４規程第４４号。以下「配偶者同行休業規程」という。）第３条の規定により配偶者同行休業をし、国立研究開発法人物質・材料研究機構自己啓発等休業規程（令和６年８月２１日　２０２４規程第４５号。以下「自己啓発等休業規程」という。）第４条の規定により自己啓発等休業をし、又は定年制職員就業規則第７１条第１項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であって、これらの期間が２以上の月にわたることとなる場合

（４）定年制職員が、通勤手当の支給を受けた後、第１０項第１号の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

１３　前項の定めにより返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が５５，０００円（第５項に該当する場合は１５０，０００円）以下であった場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が５５，０００円（第５項に該当する場合は１５０，０００円）を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第１号、第３号又は第４号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ　前項第１号に掲げる事由　当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）

ロ　前項第２号に掲げる事由　通勤手当の額が改定される月の前月

ハ　前項第３号に掲げる事由　同号の期間の開始した日の属する月

ニ　前項第４号に掲げる事由　当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月）

（２）１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が５５，０００円（第５項に該当する場合は１５０，０００円）を超えていた場合　５５，０００円（第５項に該当する場合は１５０，０００円）に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

１４　理事長は、定年制職員に前２項に定める額を返納させる場合は、返納に係る通勤手当が支給された日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くことができる。ただし、当該通勤手当の額がこの項に定める額に満たない場合は、通勤手当その他の給与から一時に差し引くことができるものとする。

１５　理事長は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったこと等により、その通勤の実情から第２項から第８項までに規定する通勤手当の額を上回る額を支給することが適当と認められる場合は、同各項の規定にかかわらず、通勤手当の月額を増額させ、運賃等の全額までを支給することができる。

１６　理事長は、月の中途において新たに定年制職員となった者又は事業所を異にする異動若しくは在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなった定年制職員については、第９項の規定にかかわらず、当該新たに定年制職員となった日又は当該異動の発令日（以下「採用の日等」という。）からその日の属する月の末日までに係る通勤手当の額を第５条第１項第７号の規定を準用して算定し、採用の日等の属する月の翌月の給与の支給定日に支給することができる。この場合における１箇月当たりの通勤手当算出基礎額は第７項の規定にかかわらず１箇月を支給単位とする回数乗車券等の額

とし、又は自動車等に係る１箇月当たりの通勤手当算出基礎額は自動車等に係る１箇月当たりの通勤手当の額を通勤２１回分で除して得た額とする。

１７　前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

（住居手当）

第２３条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する定年制職員に支給する。

（１）自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている定年制職員（国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）に基づく有料宿舎を貸与され、使用料を払っている定年制職員及びこれに準ずると理事長が認める定年制職員を除く。）

（２）第２４条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される定年制職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。また、配偶者のない定年制職員にあっては、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法に基づく有料宿舎及びこれに準ずると理事長が認める住宅を除く。）を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っている定年制職員

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる定年制職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する定年制職員については、当該各号に定める額の合計額）とする。

（１）前項第１号に掲げる定年制職員

次に掲げる区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

イ　月額２７，０００円以下の家賃を支払っている定年制職員

家賃の月額から１６，０００円を控除した額

ロ　月額２７，０００円を超える家賃を支払っている定年制職員

家賃の月額から２７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１７，０００円を超えるときは１７，０００円）を１１，０００円に加算した額

（２）前項第２号に掲げる定年制職員

第１号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前２項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

（単身赴任手当）

第２４条　事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった定年制職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする定年制職員（異動の事情等を考慮して理事長が認める定年制職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りではない。

２　単身赴任手当の月額は、３０，０００（最も経済的かつ合理的と認められる通

常の交通の経路及び方法により算定した定年制職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が１００ｋｍ以上である定年制職員にあっては、その額に７０，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

３　新たに定年制職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他理事長が認めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった定年制職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする定年制職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される定年制職員との権衡上必要があると理事長が認める定年制職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

４　前３項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

（時間外勤務手当）

第２５条　時間外勤務手当は、定年制職員就業規則第１６条の規定により、所定労働時間を超えて、又は法定休日以外の所定休日に勤務を命ぜられて勤務した定年制職員（事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職役職区分表に定める役職にある者を除く。）に対し、その勤務１時間につき第８条に規定する勤務１時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合（育児短時間勤務職員が第１号に掲げる勤務をした場合は、１日の勤務時間が７時間４５分に達するまでは１００分の１００）を乗じて得た額を支給する。

（１）所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務の合計が１月（毎月１日を起算日とする。以下この条において同じ。）につき４５時間以内における勤務
１００分の１２５

（２）法定休日以外の所定休日における勤務（第３号から第６号までのいずれかの勤務に該当する場合を除く。）
１００分の１２５

（３）所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が１月につき４５時間を超え６０時間以内における勤務
１００分の１２５

（４）所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が１月につき６０時間を超える勤務
１００分の１５０

（５）所定休日以外の日における所定労働時間を超える勤務及び法定休日以外の所定休日における勤務の合計が１年（毎年４月１日を起算日とする。）につき３６０時間を超える勤務
１００分の１２５

（６）代休を取得して行う法定休日以外の所定休日における勤務
１００分の２５

（７）午後１０時から翌日の午前５時までの間における勤務
１００分の２５

２　前項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、事務職役職区分表又は研究職・エンジニア職役職区分表にある定年制職員であって、午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務した者に対し、その勤務１時間につき第８条に規定する勤務１時間あたりの給与額に１００分の２５を乗じて得た額を支給する。

３　第１項第４号の規定にかかわらず、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３７条第３項に定める労使協定を締結した場合であって、定年制職員から申し出があった場合には、第１項第４号の時間外勤務手当の支払いに代え、第１項第１号又は第２号の時間外勤務手当を支払うこととし、あわせて代替休暇を付与する。その他、代替休暇の付与については、定年制職員就業規則第３０条及び労使協定の定めるところによる。

（法定休日勤務手当）

第２６条　法定休日勤務手当は、定年制職員就業規則第１６条の規定により、法定休日に勤務を命ぜられて勤務した定年制職員に対し、その勤務１時間につき第８条に規定する勤務１時間あたりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額を法定休日勤務手当として支給する。

（１）法定休日における勤務　１００分の１３５

（２）法定休日における勤務に代休を取得した場合　１００分の３５

（退職金見合手当）

第２７条　退職金見合手当は、定年制職員退職手当規程（平成１８年３月３１日１８規程第７号）により算出した退職金を基礎として算出した別に定める額を支給する。

（特別貢献手当）

第２７条の２　特別貢献手当は、機構に顕著な貢献があると理事長が認める定年制職員に対し、支給する。

２　特別貢献手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

（特命業務手当）

第２７条の３　特命業務手当は、一定期間理事長の特命により業務を担当する定年制職員に対し、理事長が認めた場合に限り、その業務を行っている期間、毎月支給する。

２　特命業務手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

第３章　欠勤及び休職期間中の取扱

（休職者の給与）

第２８条　定年制職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職期間中は給与の全額を支給する。

２　定年制職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職期間が満２年に達するまでは、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、初任給調整手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の１００分の８０を支給することができる。

３　定年制職員が前２項以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職期間が満１年に達するまでは、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、初任給調整手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の１００分の８０を支給することができる。

４　定年制職員が刑事事件で起訴されて休職にされたときは、その休職期間中、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、初任給調整手当、地域手当、研究

員調整手当、住居手当及び退職金見合手当の１００分の６０以内を支給することができる。

５　定年制職員が定年制職員就業規則第４３条第１項第３号、第４号、第５号、第６号又は第９号に該当し、休職にされたときは、理事長の定めるところにより、本給、年俸本給月額、業績給月額、扶養手当、初任給調整手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当の１００分の１００以内を支給することができる。

６　定年制職員が休職にされた場合には、前５項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（欠勤者の給与）

第２９条　給与計算期間における所定労働時間の一部又は全部を正当な理由なく、かつ、機構の承認を得ずに欠勤・遅刻・早退・私用外出その他の事由により勤務しなかったときは、勤務しない１時間につき、第８条に定める勤務１時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。

２　勤務しなかった時間数の算定は、１箇月ごとに合計し、これに３０分未満の端数を生じたときは切捨てる。

３　前２項の控除計算の対象となる給与項目は、本給、初任給調整手当、地域手当及び研究員調整手当とする。

（派遣職員の給与）

第３０条　定年制職員就業規則第４３条第１項第８号の規定により派遣された定年制職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、本給、年俸本給月額、業績給月額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当、退職金見合手当及び期末手当（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ１００分の７０を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、１００分の７０を超え１００分の１００以内で理事長が決定した額を支給することができる。

２　日本国内に在勤する派遣職員について、派遣先の勤務に対して支給される報酬額が高い等の事情により、前項本文の規定による給与を支給することが不適当であると認められるときは、同項本文の規定にかかわらず、当該派遣職員に給与のそれぞれ１００分の７０未満を支給すること又は給与をしないことができる。

３　派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不適当であると認められるときは、前２項の規定にかかわらず、当該派遣職員には給与を支給しない。

４　第４条の規定にかかわらず、第１項又は第２項の規定による給与は、あらかじめ派遣職員の指定する者に支払うことができる。

５　派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の定年制職員との権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。なお、その派遣期間中に退職する場合においても同様とする。

（育児休業者等及び勤務時間の短縮時の給与）

第３１条　定年制職員育児・介護休業規程第５条の規定により育児休業をしている定年制職員又は同規程第１３条の規定により出生時育児休業をしている定年制職員に対する育児休業期間中又は出生時育児休業期間中の給与は支給しない。ただし、定年制職員育児・介護休業規程２０条の規定により就業する場合は、就業した日数・時間分の給与は支給する。

２　定年制職員が定年制職員育児・介護休業規程第３５条第１項第１号に規定する育児のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない１時間について第８条に定める勤務１時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

３　前２項に規定するほか、育児休業及び育児のための勤務時間の短縮をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

（介護休業者及び勤務時間の短縮時の給与）

第３２条　定年制職員育児・介護休業規程第２７条の規定により介護休業をしている定年制職員に対する介護休業期間中の給与は支給しない。

２　定年制職員が定年制職員育児・介護休業規程第３５条第１項第２号に規定する介護のための勤務時間の短縮により勤務しないときは、その勤務しない１時間について第８条に定める勤務１時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

３　前２項に規定するほか、介護休業及び介護のための勤務時間の短縮をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

（配偶者同行休業者の給与）

第３２条の２　配偶者同行休業規程第３条の規定により配偶者同行休業をしている定年制職員に対する配偶者同行休業期間中の給与は支給しない。

２　前項に規定するほか、配偶者同行休業をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

（自己啓発等休業者の給与）

第３２条の３　自己啓発等休業規程第４条の規定により自己啓発等休業をしている定年制職員に対する自己啓発等休業期間中の給与は支給しない。

２　前項に規定するほか、自己啓発等休業をしている定年制職員の給与については期末手当・勤勉手当支給細則及び業績手当支給細則の定めるところによる。

（専従許可における給与の取り扱い）

第３３条　定年制職員が定年制職員就業規則第７５条及び第７６条の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

２　前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算する。

（短従許可における給与の取り扱い）

第３４条　定年制職員が定年制職員就業規則第７７条の規定により、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない１時間について第８条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額する。

２　前項の許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

（本給の半減）

第３５条　月給制の定年制職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して９０日（ただし、病気休暇又は就業禁止の措置が結核性疾患による場合にあっては、１年。）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給及び初任給調整手当の半額を減ずる。

２　前項の就業禁止の措置は、次に掲げるものとする。

（１）伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他者に感染のおそれが高いと認められるもの

３　第１項の引き続き勤務しない期間には、所定休日その他の当該療養期間中の病気休暇又は就業禁止の措置（以下「病気休暇等」という。）の日以外の勤務を要しない日が含まれるものとする。

４　一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、次項に規定する場合を除き、当初の病気休暇等の開始の日から起算して９０日（当該他の負傷又は疾病による病気休暇等が結核性疾患による場合にあっては、１年。）を経過した後の病気休暇等の日につき、本給及び初任給調整手当の半額を減ずる。

５　病気休暇等の開始の日から起算して９０日を経過した後１年を経過するまでの間に結核性疾患が治癒し、結核性疾患以外の疾患又は負傷（以下「非結核性疾患等」という。）による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該非結核性疾患等による病気休暇等により勤務を欠くこととなった日以後の病気休暇等の日につき、本給及び初任給調整手当の半額を減ずる。

６　月又は月の中途において本給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき本給の半額が減ぜられる場合における本給は、当該給与期間の現日数から所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

７　前各項の規定は、年俸制の定年制職員について準用する。この場合において、第１項、第４項及び第５項中「本給及び初任給調整手当の半額を減ずる」とあるのは「年俸本給月額及び業績給月額のそれぞれ半額及びみなし本給月額を半額に減じたものとして算出した諸手当を支給する」と、前項中「本給及び初任給調整手当の半額が減ぜられる」とあるのは「年俸本給月額及び業績給月額のそれぞれ半額及び及びみなし本給月額を半額に減じたものとして算出した諸手当を支給される」と、「本給は」とあるのは「年俸本給月額、業績給月額及びみなし本給月額は」と読み替えるものとする。

（勤務時間内兼業時の給与）

第３６条　定年制職員が国立研究開発法人物質・材料研究機構兼業等規程（平成１８年３月２８日　１８規程第１０号）に規定する勤務時間内役員兼業及び勤務時間内一般兼業を行った場合の給与は、その勤務しない１時間について第８条に定める勤務１時間あたりの給与額を減額して支給する。

附　則

（施行期日等）

１．この規則は平成１３年４月２日より施行し、平成１３年４月１日から適用する。

（組合活動により勤務しなかった期間の給与控除）

２．職員が組合に専ら従事している期間の給与は支給しない。
３．争議、その他の労働組合活動により、所定勤務時間内、その他の勤務すべき時間の全部又は一部につき、勤務しなかった時間があるときは、その勤務しなかった時間に応じて給与を減額する。
４．前項の控除額の計算方法及び控除計算の対象となる給与項目の範囲については、第２９条の規定を準用する。
（経過措置）
５．適用日の前日に、一般職の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の行政職（一）俸給表若しくは研究職俸給表の適用を受ける職員においては、適用日以降も引き続き各俸給表の適用を受けることとした場合に得られる級号俸及び次期昇給期を、事務職本給表、研究職本給表に当てはめて用いることとする。また、諸手当については、適用日の前日に認定されていた届出については、適用日以降も引き続き適用を受けることとして、本給与規程に基づき取り扱うこととする。
６．適用日の前日に調整手当の異動保障の適用を受ける職員においては、第１８条の規定にかかわらず、当該異動保障を受けることとなった日から３年を経過するまでの間は、給与法第１１条の７に基づき調整手当の異動保障を適用することとする。
７．適用日の前日に暫定筑波研究学園都市移転手当の適用を受ける職員において、適用日以　降に調整手当又は研究員調整手当の適用を受けるものとした場合と比較して、暫定筑波研究学園都市移転手当の適用を受けるものとした場合が有利なときは、人事院規則９－１０３（暫定筑波研究学園都市移転手当）に基づき暫定筑波研究学園都市移転手当を支給することとする。
８．適用日の前日に特別移転官署に在勤する職員として調整手当の特例の適用を受ける職員において、適用日以降に調整手当の適用を受けるものとした場合と比較して、引き続き特別移転官署に在勤する職員として調整手当の特例の適用を受けるものとした場合が有利なときは、給与法第１１条の６に基づき調整手当を支給することとする。
９．適用日の前日に国家公務員であった者（人事交流により公庫、公団、事業団等に出向していた者を含む。）の、第２０条に規定する期末手当及び第２１条に規定する勤勉手当の在職期間における割合については、引き続き在職していたものとして取り扱うこととする。
１０．適用日の前日に国家公務員であった者（人事交流により公庫、公団、事業団等に出向していた者を含む。）のうち、平成１３年４月１日現在（以下、基準日という。）において、５５才を越えている者（誕生日が昭和２１年４月１日以前の者）は、第１２条第３項の規定にかかわらず引き続き昇給できることとする。ただし、５６才に達した日後の最初の昇給にあっては１８月、その後の昇給は２４月とし、５８才に達した日後の昇給は行わないこととする。また、基準日において５２才を越え５５才を越えていない者（誕生日が昭和２１年４月２日から昭和２４年４月１日までの者）は、第１２条第３項の規定にかかわらず５５才に達した日後も１回に限り昇給させることができることとする。
１１．職員の給与に関することはこの規程に定めるもののほか、当分の間は一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則等に準拠し取り扱うこととする。
附　則（平成１３年６月２８日　１３規程第６１号）
この規程は、平成１３年７月１日から施行する。
附　則（平成１３年１０月４日　１３規程第６６号）

この規程は、平成１３年１０月１５日から施行する。
附　則（平成１４年３月２８日　１４規程第６号）
この規程は、平成１４年４月１日から施行する。
附　則（平成１４年５月２３日　１４規程第３１号）
この規程は、平成１４年６月１日から施行する。
附　則（平成１４年９月１７日　１４規程第４１号）
１．この規程は、平成１４年１０月１日から施行する。
２．施行日以降第１７条の２の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において第１７条第１項第１号及び第２号の適用を受けていた職員は、特に定める場合を除き平成１４年度中においては引き続き２０条第６項各号の適用を受けることとする。
附　則（平成１４年１１月２１日　１４規程第４６号）
１．この規程は、平成１４年１２月１日から施行する。
２．この規程の施行日（以下「施行日」という。）の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第３０条の規定に基づき理事長が定める。
（平成１４年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）
３．平成１４年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の第２０条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第１号に定める額から第２号に定める額を減じた額に相当する額を減じた額（第２号に定める額が第１号に定める額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第１号に定める額から第２号に定める額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
(1) 平成１４年１２月１日（第２０条第１項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職しまたは死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年４月１日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月１日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち本給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「本給等」という。）の額の合計額
(2) 継続在職期間について、改正後の職員給与規程の規定による本給月額（継続在職期間において附則第２項に掲げる本給月額を受けていた期間がある職員にあっては、理事長が定める本給月額）及び扶養手当の額により算定される本給等の額の合計額
４．前項に規定するもののほか、平成１４年１２月に支給する期末手当の調整に関して必要な事項は理事長が定める。
附　則（平成１５年３月２５日　１５規程第９号）
１．この規程は、平成１５年４月１日から施行する。
２．平成１５年６月に支給する期末手当に関する改正後の第２０条第２項の規定の適用については、規定中「６箇月以内」とあるのは「３箇月以内」と、同項第１号中「６箇月」とあるのは「３箇月」と、同項第２号中「５箇月以上６箇月未満」とあるのは「２箇月１５日以上３箇月未満」と、同項第３号中「３箇月以上５箇月未満」とあるのは「１箇月１５日以上２箇月１５日未満」と、同項第４号中「３箇月未満」とあるのは「１箇月１５日未満」とする。

３．施行日の前日に第１７条の適用を受ける職員が、施行日以降第１７条の２の適用を受けることとなった場合に、施行日以降に受ける支給割合が施行日の前日に受けていた支給割合より下がることとなる職員については、第１７条の２の規定にかかわらず支給割合を別に定めることができるものとする。

附　則（平成１５年１１月１３日　１５規程第３１号）

１．この規程は、平成１５年１１月１３日から施行し、平成１５年１１月１日から適用する。

２．この規程の適用日（以下「適用日」という。）の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の適用日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第３０条の規定に基づき理事長が定める。

３．平成１５年１２月に支給する期末手当に関する改正後の第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１４５」と、「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１２５」と、同条第３項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の７５」と、「１００分の７５を乗じて得た額」とあるのは「１００分の６５を乗じて得た額」とする。

４．平成１５年１２月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。

(1) 平成１５年４月１日（同月２日から適用日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当（第１７条の２第１項第７号に規定する職員に支給するものを除く。）、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当基礎額の月額の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額に、同年４月１日から適用日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から適用日の前日までの間において本給を支給しないこととされていた期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成１５年６月に支給された期末手当及び勤勉手当又は業績手当の合計額に１００分の１．０７を乗じて得た額

附　則（平成１６年２月２５日　１６規程第３号）

（施行日）

１．この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替）

２．研究職本給表及び事務職本給表の適用を受けている職員が、施行日以降においてエンジニア職本給表の適用を受けることとなった際の級の切替については、次の表による。

エンジニア職本給表	研究職本給表	事務職本給表
５級	５級	１０級、１１級
４級	４級	８級、９級
３級	３級	６級、７級
２級	２級	４級、５級
１級	１級	１級、２級、３級

号俸の切替については、同じ額の本給月額の号俸に切り替える。ただし、同じ額の本給月額がない場合には、その直近上位の本給月額の号俸に切り替える。

（エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の昇給）

３．エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の昇給は、切替前の号俸を引き続き受けているものとして取り扱うこととする。

（エンジニア職本給表への切替に係る研究員調整手当の経過措置）

４．切替日の前日において研究員調整手当の適用を受ける職員については、平成１６年４月１日から起算して５年を経過するまでの間は、引き続き第１９条の規定を準用し、研究員調整手当に相当する額を調整手当として支給することとする。

（勤勉手当の支給に係る経過措置）

５．平成１６年度における改正後の第２１条第１項の規定による６月１日を基準日とする勤勉手当の支給については、なお従前の例による。

（エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の業績手当の支給に係る経過措置）

６．エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の切替日の属する年度における業績手当の額については、第２１条の２第２項の規定に関わらず、業績手当基礎額に１００分の７０を乗じて得た額とする。ただし、研究職本給表の適用を受ける職員がエンジニア職本給表の適用を受けることとなった場合であって、第２１条の２第２項による前年の個人業績を勘案した業績手当の額が業績手当基礎額に１００分の７０を乗じて得た額を超える場合には、前年の個人業績を勘案した業績手当の額とする。

附　則（平成１６年３月３０日　１６規程第８号）

（施行日）

１．この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

（調整手当の異動補償に係る経過措置）

２．この規程の施行日の前日において改正前の規程第１８条第２項の適用を受ける職員に対する改正後の規程第１８条第２項の規定の適用については、同項中「場合（これらの職員が　当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から２年を経過する」とあるのは「から３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」と、「当該異動の日から１年を経過する」及び第１号中「同日以後１年を経過する日」とあるのは「平成１７年３月３１日」と、第２号中「２年を経過する日」とあるのは「３年を経過する日又は平成１８年３月３１日のいずれか早い日」とする。

附　則（平成１６年４月２８日　１６規程第１７号）

この規程は、平成１６年５月１日から施行する。

附　則（平成１７年１１月９日　１７規程第２６号）
１．この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。
２．この規程の適用日（以下「適用日」という。）の前日に、各本給表において職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた職員の適用日における本給月額は、初任給、昇給、昇格の取扱いに関する規則第３０条の規定に基づき理事長が定める。
３．平成１７年１２月に支給する業績手当に関する改正後の第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の６２．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の７２．５」とあるのは「１００分の７５」とする。
４．平成１７年１２月に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に、当該期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しない。
⑴　平成１７年４月１日（同月２日から適用日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当（第１７条の２第１項第７号に規定する職員に支給するものを除く。）、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の月額の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月１日から適用日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から適用日の前日までの間において本給を支給しないこととされていた期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
⑵　平成１７年６月に支給された期末手当及び勤勉手当又は業績手当の合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額
（エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の業績手当の支給に係る経過措置）
５．エンジニア職本給表の適用を受けることとなった職員の切替日の属する年度における業績手当の額については、第２１条の２第２項の規定に関わらず、業績手当基礎額に１００分の７２．５を乗じて得た額とする。ただし、研究職本給表の適用を受ける職員がエンジニア職本給表の適用を受けることとなった場合であって、第２１条の２第２項による前年の個人業績を勘案した業績手当の額が業績手当基礎額に１００分の７２．５を乗じて得た額を超える場合には、前年の個人業績を勘案した業績手当の額とする。
平成１７年１２月に支給する業績手当に関する上記経過措置については、前項中「１００分の７２．５」とあるのは「１００分の７５」とする。
附　則（平成１８年３月３１日　１８規程第２号）
１．この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
（職務の級の切替え）
２．平成１８年４月１日（以下「切替日）という。）の前日から引き続き在職する定年制職員であって同日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられているものの切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に２の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
（号俸の切替え）
３．前項により新級が定められている定年制職員の切替日における号俸（以下

「新号俸」という。）は、旧級、その者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（５５歳を超える職員にあっては、０月とみなす。またこの規定の施行日の前日において、職員給与規程（平成１３年４月２日　１３規程第９号）の適用により、５５歳を超えることにより次期昇給が停止となっていた職員にあっては、０月とみなす。）（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第２に定める号俸とする。ただし、切り替え後は５５歳を超える職員であっても新号俸を受ける期間として数えることとする。

４．旧級がこれに対応する附則別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第３に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える本給月額の切替え）

５．切替日の前日において事務職本給表、研究職本給表及びエンジニア職本給表に定める定年制職員の職務の級における最高の号俸を超える本給月額を受けていた定年制職員の新号俸は、新級、切替日の前日に受けていた本給月額及び経過期間に応じて附則別表第４に定める号俸とする。同欄に２の職務の級が掲げられているときは、理事長の定めるところにより、定められた職務の級に対応する号俸とする。

（本給の切替えに伴う経過期間）

６．切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける定年制職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる定年制職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

７．切替日において、エンジニア職本給表へ切替えを行った定年制職員において、その者の受ける本給月額が切替日の前日において受けていた本給月額に達しないこととなる定年制職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

８．切替日以降に新らに本給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して、前２項の規定による本給を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、本給を支給する。

（諸手当の経過措置）

９．この規定の施行日の前日において、職員給与規程（平成１３年４月２日　１３規程第９号）の適用を受けていた職員の諸手当について、施行日の前日までに認定されていた届出については、施行日以降も引き続き適用を受けることとして取り扱う。

１０．この規定の施行日の前日において、職員給与規程（平成１３年４月２日　１３規程第９号）第１８条第２項の適用を受けていた職員の調整手当については、施行日以降も引き続き本定年制職員給与規程第１８条第２項の適用を受けることとして取り扱う。

（平成２２年３月３１日までの間における地域手当の適用に関する特例）

１１．平成２２年３月３１日までの間における次の表に左欄に掲げる地域手当の適用については、これらの規程中同表に中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１８条第１項	１００分の１８	１００分の１８を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合
	１００分の１２	１００分の１２を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合

（休職者の給与）
１２．この規程の施行日の前日に定年制職員就業規則第４０条に規定する休職者の給与の適用を受けていた職員が、引き続き施行日以降も休職となった場合の第２８条に規定する休職者の給与については、別に発令がなされない限り、従前のとおりとする。

附則別表第１　職務の級の切替表

附則別表第２　旧級がこれに対応する別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員以外の号俸の切替表
イ　事務職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸
ロ　研究職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸
ハ　エンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員の新号俸

附則別表第３　旧級がこれに対応する別表第１の新級欄に２の職務の級が掲げられている職務の級である定年制職員の号俸の切替表
イ　旧級が事務職本給表の１１級である定年制職員の新号俸
ロ　旧級が研究職本給表の５級である定年制職員の新号俸
ハ　旧級がエンジニア職本給表の５級である定年制職員の新号俸

附則別表第４　職務の級の最高の号俸を超える本給月額を受ける定年制職員の本給月額の切替え
イ　旧級が事務職本給表のうち、１１級以外である定年制職員の新号俸

ロ　旧級が事務職本給表の 11 級である定年制職員の新号俸

ハ　旧級が研究職本給表のうち、５級以外である定年制職員の新号俸

ニ　旧級が研究職本給表の５級である定年制職員の新号俸

ホ　旧級がエンジニア職本給表のうち、５級以外である定年制職員の新号俸

ヘ　旧級がエンジニア職本給表の５級である定年制職員の新号俸

（エンジニア職本給表の適用を受けることとなる職員の職務の級及び号俸の切替）
１３．研究職本給表及び事務職本給表の適用を受けている職員が、施行日以降においてエンジニア職本給表の適用を受けることとなった際の級の切替については、次の表による。

エンジニア職本給表	研究職本給表	事務職本給表
６級	６級	１０級
５級	５級	８級、９級
４級	４級	６級、７級
３級	３級	４級、５級
２級	２級	３級
１級	１級	１級、２級

号俸の切替については、同じ額の本給月額の号俸に切り替える。ただし、同じ額の本給月額がない場合には、その直近上位の本給月額の号俸に切り替える。

（若手任期付研究職及び招聘型任期付研究職の経過措置）

１４．適用日の前日に、職員給与規程（平成１３年４月２日　１３規程第９号）の若手任期付研究職本給表若しくは招聘型任期付研究職本給表の適用を受けていた職員が、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員就業規則附則第７条により定年制職員に準ずるとみなされた場合においては、適用日以降も引き続き各本給表の適用を受けることとした場合に得られる号俸に当てはめて用いることとする。また、諸手当については、適用日の前日に認定されていた届出については、適用日以降も引き続き適用を受けることとして、本定年制職員給与規程に基づき取り扱うこととする。

若手任期付研究職本給表

号俸	俸給月額
	円
１	３３６，０００
２	３７５，０００
３	４０５，０００

招聘型任期付研究職本給表

号俸	俸給月額
	円
１	４０８，０００
２	４８２，０００
３	５６０，０００
４	６５１，０００
５	７６０，０００
６	８６８，０００

１５．任期付特例法に基づき採用された職員については、原則として昇給は行わない。

１６．第１７条の２（若手任期付研究職本給表の適用を受ける職員に限る）、第１８条、第１９条、第２０条（支給する割合については次項による）、第２２条、第２４条、第２６条は定年制職員に準じて取り扱うこととする。

１７．第２０条第２項については、若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付

研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する適用については、「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１６０」と、「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１７５」とする。
１８．第２０条第４項の準用については、以下の通り取り扱うこととする。

若手任期付 研究職本給表	すべての定年制職員	１００分の５
招聘型任期付 研究職本給表	５号俸以上の本給月額を受ける定年制職員	１００分の２０
	４号俸及び３号俸の本給月額を受ける定年制職員	１００分の１５
	２号俸及び１号俸の本給月額を受ける定年制職員	１００分の１０

１９．前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる職務にある職員にあっては、それぞれ当該各号に定める率を本給月額に乗じて得た額を加算した額を第２０条第２項の期末手当基礎額とする。
(1) 招聘型任期付研究職本給表６号俸以上の本給月額を受ける職員
１００分の２５
(2) 招聘型任期付研究職本給表５号俸及び４号俸の本給月額を受ける職員
１００分の１５
２０．任期付特例法に基づき採用された定年制職員のうち、採用時に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著であると認められる研究業績を挙げた定年制職員に任期付研究員業績手当を支給する。
２１．前項に規定するもののほか、任期付研究員業績手当の支給に関し必要な事項については別に定める。

附　則（平成１８年７月１８日　１８規程第７８号）
この規程は、平成１８年８月１日から施行する。
附　則（平成１８年１０月２日　１８規程第９５号）
１．この規程は、平成１８年１０月２日から施行し、平成１８年１０月１日から適用する。
２．（エンジニア職本給表への切替に係る研究員調整手当の経過措置）平成１８年４月１日の切替日の前日において研究員調整手当の適用を受ける職員については、平成１６年４月１日から起算して５年を経過するまでの間は、引き続き第１９条の規定を準用し、研究員調整手当に相当する額を支給することとし、当該研究員調整手当経過措置額には、裁量労働制適用者のみ、第２５条に規定する時間外勤務手当等のうち、代休を取得した場合の法定休日における勤務に対する手当の１７時間相当分、深夜勤務に対する手当２０時間相当分、及び代休を取得した場合の法定休日以外の休日における勤務に対する手当の１７時間相当分を含むものとする。

附　則（平成１８年１２月４日　１８規程第９８号）
この規程は、平成１８年１２月４日から施行し、平成１８年６月１日から適用する。
附　則（平成１９年３月３０日　１９規程第２４号）
１．この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

（平成２２年３月３１日までの間における地域手当の適用に関する特例の改正）
２．第１８条の適用に関して、平成１８年３月３１日　１８規程第２号附則第１１項については、次表のとおり変更し、平成２２年３月３１日までの間における地域手当の適用について、これらの規程中同表に中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１８条　１００分の１２	１００分の１２を超えない範囲内で地域手当支給細則に定める割合

（地域手当の東京在勤者における経過措置）
３．第１８条の適用を受ける職員のうち、施行日の前日において、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第１８条第１項第１号の適用を受ける定年制職員については、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第１８条第１項第１号に指定する地区に施行日の前日から引き続き在勤する場合に限り、その在勤期間中において、改正前独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第１８条第１項第１号に規定する支給率を引き続き適用するものとする。
（異動保障の経過措置）
４．改正日の前日に第１８条第２項の適用を受ける定年制職員を含め、その職員の行政機関任命権者と理事長の要請に応じて、行政機関の職員が定年制職員となった場合において、一般職の職員の給与に関する法律第１１条の３の地域手当について、その在勤する支給地域を異にして異動した場合（これらの定年制職員等が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き６箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動の直後の支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた支給地域の支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該定年制職員には、第１８条の規定にかかわらず、当該異動の日から２年を経過するまでの間（第２号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から１年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当、管理職手当、能力手当及び職能手当の月額の合計額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
(1) 当該異動の日から同日以後１年を経過するまでの期間　異動前の支給割合（異動割合の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号について同じ。）
(2) 当該異動の日から同日以後２年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動前の支給割合に１００分の８０を乗じて得た割合

附　則（平成１９年５月８日　１９規程第３２号）
この規程は、平成１９年５月８日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
附　則（平成１９年１１月５日　１９規程第６４号）
この規程は、平成１９年１１月５日から施行し、平成１９年１０月１日から適用する。
附　則（平成２０年２月１８日　２０規程第８号）
この規程は、平成２０年２月１８日から施行し、平成１９年１０月１日から適用する。
附　則（平成２０年２月１８日　２０規程第９号）
この規程は、平成２０年２月１８日から施行する。

附　則（平成２０年３月３日　２０規程第１２号）
（施行期日等）
１．この規程は、平成２０年３月３日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。ただし、本給その他諸手当の遡及については、施行日に在籍する定年制職員及び適用日から施行日の期間中に独立行政法人物質・材料研究機構職員人事規程第１３条による出向等人事交流により理事長の要請を受け出向または退職した定年制職員に限り適用する。
（平成１９年１２月以降に支給する若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付研究職本給表適用者の期末手当）
２．第２０条第２項については、若手任期付研究職本給表及び招聘型任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する適用については、「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１８０」とする。
附　則（平成２０年７月２３日　２０規程第７０号）
この規程は、平成２０年７月２３日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。
附　則（平成２０年１２月１日　２０規程第８５号）
この規程は、平成２０年１２月１日から施行し、平成２０年１０月１日から適用する。
附　則（平成２１年３月２３日　２１規程第４４号）
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年５月２７日　２１規程第８３号）
（施行期日等）
１．この規程は、平成２１年５月２７日から施行する。
２．平成２１年６月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１１０」とする。
３．平成２１年６月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の６２．５」とあるのは「１００分の５７．５」と、「１００分の７２．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。
４．平成２１年６月に支給する期末手当に関する若手任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する第２０条第２項の規定の適用については、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平成１８年３月３１日　１８規程第２号）附則第１７号中「、「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１６０」」とあるのは「、「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１４５」」とする。
附　則（平成２１年１１月３０日　２１規程第１１９号）
（施行期日等）
１．この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。
２．平成２１年１２月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１５０」と、「１００分の１４０」とあるのは「１００分の１２５」とする。
３．平成２１年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の６２．５」とあるのは「１００分の５７．５」とする。
４．平成２１年１２月に支給する期末手当に関する若手任期付研究職本給表の適用を受ける定年制職員に対する第２０条第２項の規定の適用については、独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平

成２０年３月３日　２０規程第１２号）附則第２号中「、「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１８０」」とあるのは「、「１００分の１６０」とあるのは「１００分の１６５」」とする。
５．独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平成１８年３月３１日　１８規程第２号）附則第６号中「本給月額に」を「本給月額（当該本給月額に１００分の９９．７６を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。）に」及び第７号中「本給月額に」を「本給月額（当該本給月額に１００分の９９．７６を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数を生じた時はこれを切り捨てた額とする。）に」とする。
６．平成２１年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第２０条により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
⑴平成２１年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に定年制職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第２４条第２項に規定する別に定める額を除く）の月額の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務職	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から２４号俸まで
	３級	１号俸から８号俸まで
研究職	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
エンジニア職	１級	１号俸から５６号俸まで
	２級	１号俸から３２号俸まで
若手任期付研究職本給表		１号俸

⑵平成２１年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給さ

れた期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額

附　則（平成２１年１２月２２日　２１規程第１２２号）

この規程は、平成２１年１２月２２日から施行し、平成２１年１１月３０日から適用する。

附　則（平成２２年３月２９日　２２規程第１８号）

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月２９日　２２規程第４３号）

この規程は、平成２２年６月３０日から施行する。

附　則（平成２２年１１月２２日　２２規程第５３号）

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月２９日　２２規程第６４号）

（施行期日等）

１．この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

２．平成２２年１２月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１３７．５」とあるのは「１００分の１３５」と、「１００分の１１７．５」とあるのは「１００分の１１５」とする。

３．平成２２年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」とする。

４．平成２２年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の５５」とあるのは「１００分の５２．５」と、「１００分の６５」とあるのは「１００分の６２．５」とし、同条第４項中「１００分の６７．５」とあるのは「１００分の６５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の８５」とする。

５．独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の一部を改正する規程（平成２１年１１月３０日　２１規程第１１９号）附則第５項中「１００分の９９．７６」とあるのは「１００分の９９．５９」とする。

６．当分の間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)本給月額　当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第３５条の規定を受ける者である場合にあっては、規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に１００分の１．５を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に１００分の９８．５を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の本給月額からその半額を減じた額。以下この号及び第５号において同じ。）に達しない場合（以下この項、　附則第８項及び第９項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第８項において「本給月額減額基礎額」という。））

(2)管理職手当　当該特定職員の本給月額の月額に対する管理職手当の月額

の１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する管理職手当の月額）
(3)能力手当　当該特定職員の本給月額の月額に対する能力手当の月額の１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する能力手当の月額）
(4)職能手当　当該特定職員の本給月額の月額に対する職能手当の月額の１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する職能手当の月額）
(5)地域手当　当該特定職員の本給月額の月額に対する地域手当の月額の１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
(6)研究員調整手当　当該特定職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額）
(7)期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（同条第５項の規定の適用を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額(同条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
(8)勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(２１条第４項において準用する第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（同項の規定の適用を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第９項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第２１条第２項に規定する割合を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計

額（同条第４項において準用する第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第９項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第２１条第２項に規定する割合を乗じて得た額）

(9)業績手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額に対する研究員調整手当の月額の合計額(第２１条の２第４項において準用する第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（同項の規定の適用を受ける職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第９項において「業績手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第２１条の２第２項に規定する割合を乗じて得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに本給月額減額基礎額に対する研究員調整手当の月額の合計額（第２０条の２第４項において準用する第２０条第４項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する１００分の２０を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する１００分の２５を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第９項において「業績手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される業績手当に係る第２１条の２第２項に規定する割合を乗じて得た額）

(10)第２８条第１項から第５項の規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第２８条第１項　前各号に定める額

ロ　第２８条第２項　第１号から第７号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額

ハ　第２８条第４項　第１号から第６号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ　第２８条第５項　第１号から第７号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
事務職	６級
研究職	５級
エンジニア職	５級

７．前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

８．附則第６項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第２５条及び第２６条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、第８条の規定にか

かわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を当該年度の総勤務時間数で除して得た額に１００分の１．５を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を当該年度の総勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
９．附則第６項の規定が適用される間、勤勉手当及び業績手当の総額は第２１条第４項及び第２１条の２第４項により算出された額にかかわらず、第２１条第４項及び第２１条の２第４項の規定により算出した額から、第２１条第２項及び第２１条の２第２項に掲げる職員で附則第６項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額及び業績手当減額対象額に１００分の０．９７５（特定管理職員にあっては、１００分の１．２７５）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額及び業績手当減額対象額に第２１条第４項及び第２１条の２第４項に規定する割合を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
１０．平成２２年１２月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第２０条により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
⑴平成２２年４月１日（同月２日から同年１２月１日までの間に定年制職員であって適用される本給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、管理職手当、能力手当、職能手当、地域手当、研究員調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程第２４条第２項に規定する別に定める額を除く）の月額の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年４月１日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間に該当する月数を減じた月数）を乗じて得た額

本給表	職務の級	号俸
事務職	１級	１号俸から９３号俸まで
	２級	１号俸から６４号俸まで
	３級	１号俸から４８号俸まで
	４級	１号俸から３２号俸まで
	５級	１号俸から２４号俸まで
	６級	１号俸から１６号俸まで
	７級	１号俸から４号俸まで
研究職	１級	１号俸から９６号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３級	１号俸から４０号俸まで
	４級	１号俸から２４号俸まで
	５級	１号俸から４号俸まで
エンジニア職	１級	１号俸から９６号俸まで
	２級	１号俸から７２号俸まで
	３級	１号俸から４０号俸まで
	４級	１号俸から２４号俸まで
	５級	１号俸から４号俸まで

⑵平成２２年６月１日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当、勤勉手当及び業績手当の合計額に１００分の０．２８を乗じて得た額

附　則（平成２３年３月２８日　２３規程第２号）

１．この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

（管理職手当、能力手当及び職能手当（以下「管理職手当等」という）の改正に伴う経過措置）

２．施行日の前日から引き続き管理職手当等の適用を受ける定年制職員で、この規程による改正後の管理職手当等が、改正前の管理職手当等に達しないこととなる職員には、当該管理職手当等のほか、当該管理職手当等と改正前管理職手当等との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号の割合を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当等調整額として支給する。

⑴平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日まで　１００分の１００

⑵平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで　１００分の７５

⑶平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで　１００分の５０

(4)平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで　１００分の２５

附　則（平成２４年３月２６日　２４規程第１２号）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１６日　２４規程第２４号）

（施行期日等）

１．この規程は、平成２４年４月１６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

２．独立行政法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程（以下「本給与規程」という。）の一部を改正する規程（平成１８年３月３１日　１８規程第２号）附則第６項中「には」の下に「、平成２６年３月３１日までの間」を加える。また、本給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１１月２９日　２２規程第６４号）附則第５項中「１００分の９９．５９」とあるのは「１００分の９９．１」とする。

附　則（平成２４年４月２４日　２４規程第２８号）

この規程は、平成２４年４月２４日から施行する。

附　則（平成２４年６月２６日　２４規程第３９号）

（施行期日等）

１．この規程は、平成２４年７月１日から施行する。

２．この規程の施行の日から平成２６年６月３０日までの間（以下「特例期間」という。）においては、本給与規程別表第１から別表第３に掲げる本給表の適用を受ける職員に対する本給月額（本給与規程の一部を改正する規程（平成１８年３月３１日　１８規程第２号）附則第６項から第８項までの規定による本給を含み、当該職員が同規程第３５条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額（同条の規定による本給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の本給表及び職務の級の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
事務職	２級以下	１００分の４．７７
	３級から６級まで	１００分の７．７７
	７級以上	１００分の９．７７
研究職	２級以下	１００分の４．７７
	３級及び４級	１００分の７．７７
	５級以上	１００分の９．７７
エンジニア職	２級以下	１００分の４．７７
	３級及び４級	１００分の７．７７
	５級以上	１００分の９．７７

３．特例期間においては、本給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げ

る給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
(1)管理職手当　当該職員の管理職手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額
(2)能力手当　当該職員の能力手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額
(3)職能手当　当該職員の職能手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額
(4)地域手当　当該職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の管理職手当、能力手当及び職能手当に対する地域手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額
(5)研究員調整手当　当該職員の本給月額に対する研究員調整手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の能力手当に対する研究員調整手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額
(6)期末手当　当該職員が受けるべき期末手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額
(7)勤勉手当　当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額
(8)業績手当　当該職員が受けるべき業績手当の額に、１００分の９．７７を乗じて得た額
(9)本給与規程第２８条第１項から第５項までの規定により支給される給与
当該職員に適用される次のイからニまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからニまでに定める額
イ　第２８条第１項　前項及び前各号に定める額
ロ　第２８条第２項又は第３項　前項及び第４号から第６号までに定める額に１００分の８０を乗じて得た額
ハ　第２８条第４項　前項並びに第４号及び第５号に定める額に、同条第４項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
ニ　第２８条第５項　前項及び第４号から第６号までに定める額に、同条第５項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
４．特例期間においては、本給与規程第２５条、第２６条、第２９条、第３１条及び第３２条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、本給与規程第８条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する地域手当及び研究員調整手当の月額の合計額に１２を乗じ、当該年度の総勤務時間数で除して得た額に、当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
５．特例期間においては、本給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１１月２９日　２２規程第６４号）附則第６項の規定の適用を受ける職員に対する第２項、第３項第４号から第９号まで及び第４項の規定の適用については、第２項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から同規程附則第６項第１号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第３項第４号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の月額から同規程附則第６項第５号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第５号中「本給月額に対する研究員調整手当の月額」とあるのは「本給月額に対する研究員調整手当の月額から同規程附則第６項第６号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第６号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から同規程附則第６項第７号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第７号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から同規程附則第６項第８号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第８号中「業績手当の額」とあるのは「業績手当の額から同規程附則第６項第９号に定める額に相当する額を減じた

額」と、同項第９号イ中「前項及び前各号」とあるのは「同規程附則第６項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項及び第４号から第６号まで」とあるのは「同規程附則第６項の規定により読み替えられた前項及び第４号から第６号まで」と、同号ハ中「前項並びに第４号及び第５号」とあるのは「同規程附則第６項の規定により読み替えられた前項並びに第４号及び第５号」と、第４項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から同規程附則第８項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
６．特例期間においては、本給与規程第３０条第１項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、附則第２項及び第３項（２２規程第６４号附則第６項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。
７．第２項から第６項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
附　則（平成２４年７月３１日　２４規程第５２号）
この規程は、平成２４年８月１日から施行する。
附　則（平成２５年６月２８日　２５規程第２５号）
（施行期日等）
１．この規程は、平成２５年７月１日から施行する。
２．平成２５年７月から平成２６年６月までに支給する第１７条の２に規定する能力手当に関する別表第７の適用については、別表第７中「１２９，３００円」とあるのは「１２８，８５０円」と、「１０３，４００円」とあるのは「１０６，８００円」と、「９０，５００円」とあるのは「８６，３００円」と、「７７，６００円」とあるのは「７２，７５０円」と、「７８，４００円」とあるのは「７６，２００円」と、「６７，２００円」とあるのは「６３，５００円」と、「６０，９００円」とあるのは「５７，４５０円」とする。
３．平成２５年７月から平成２６年６月までに支給する第１７条の３に規定する職能手当に関する別表第９の適用については、別表第９中「１２９，３００円」とあるのは「１２８，８５０円」と、「１０３，４００円」とあるのは「１０６，８００円」と、「９０，５００円」とあるのは「８６，３００円」と、「７７，６００円」とあるのは「７２，７５０円」と、「７８，４００円」とあるのは「７６，２００円」と、「６７，２００円」とあるのは「６３，５００円」と、「６０，９００円」とあるのは「５７，４５０円」とする。
附　則（平成２６年３月１４日　２６規程第１８号）
１．この規程は、平成２６年３月１４日から施行する。
２．本給与規程の一部を改正する規程（平成２４年６月２６日　２４規程第３９号）附則第２項中「平成２６年６月３０日」とあるのは「平成２６年３月３１日」とする。
附　則（平成２６年９月２４日　２６規程第３６号）
この規程は、平成２６年１０月１日から施行する。
附　則（平成２６年１２月１日　２６規程第５８号）
（施行期日等）
１．この規程は、平成２６年１２月１日から施行する。

（本給の経過措置）
２．第１０条第２項各号について、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの期間において、以下の附則別表第１から第３までの表を適用とする。
ただし、平成２６年４月１日から平成２６年１１月３０日までの間については、平成２６年１２月１日時点の在籍者のみに支給する。

附則別表第１　事務職本給表

附則別表第２　研究職本給表

附則別表第３　エンジニア職本給表

（地域手当の改正に伴う経過措置）
３．第１８条については、平成２７年４月１日から適用する。ただし、「１００分の１６」とあるのは、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間は　「１００分の１３」とする。
（平成２６年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
４．平成２６年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の７５」とあるのは「１００分の８２．５」と、「１００分の９５」とあるのは「１００分の１０２．５」とする。
（平成２６年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）
５．第２１条の２第２項中「１００分の６２．５(特定管理職員にあっては１００分の７２．５)」とあるのは、「１００分の７０(特定管理職員にあっては１００分の８０)」とし、同条４項中の１００分の７５(特定管理職員にあっては１００分の９５)」とあるのは、「１００分の８２．５(特定管理職員にあっては１００分の１０２．５)」とする。
（通勤手当の改正）
６．第２２条については、平成２６年１２月１日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。ただし、平成２６年４月１日から平成２６年１１月３０日までの間については、平成２６年１２月１日時点の在籍者のみに支給する。
（単身赴任手当の改正に伴う経過措置）
７．第２４条については、平成２７年４月１日から適用する。ただし、同条第２項中「３０，０００円」とあるのは、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間は、「２６，０００円」とする。
（５５歳を越える職員の俸給月額の減給支給についての経過措置）
８．独立行政法人物質・材料研究機構定年制給与規程の一部を改正する規程（平成２２年１１月２９日　２２規程第６４号）附則第６項中「当分の間」とあるのは「平成３０年３月３１日の間」までとする。
附　則（平成２７年３月２４日　２７規程第４３号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２７年３月３１日　２７規程第９６号）
１．この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
（平成３０年３月３１日までの間における差額の支給）
２．平成２７年４月１日（以下「切替日」という）の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、平成３０年３月３１日までの

間、本給月額のほか、その差額に相当する額（本給与規程の一部を改正する規程(平成２２年１１月２９日２２規程第６４号附則第６項中)の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、５５歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が５５歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後当該額に１００分の９８．５を乗じて得た額）を本給として支給する。
３．切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。
４．切替日以降に新たに本給表の適用を受けることになった職員について、採用の事情等を考慮して前２項による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前２項の規定に準じて、本給を支給する。
（平成２７年９月３０日までの間における昇給に関する特例措置）
５．平成２７年９月３０日までの間における第１２条第４項の規定の適用については、同項中「４号俸」とあるのは「３号俸」と、「３号俸」とあるのは「２号棒」とする。
附　則（平成２８年２月１６日　２８規程第２号）
（施行期日等）
１．この規程は、平成２８年２月１６日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。
（地域手当の改正に伴う経過措置）
２．国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制給与規程の一部を改正する規程（平成２６年１２月１日　２６規程第５８号）附則第３項中「１００分の１３」とあるのは「１００分の１５」とする。
（平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
３．平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用について
は、同条第４項中「１００分の８０」とあるのは「１００分の８５」と、「１０
０分の１００」とあるのは「１００分の１０５」とする。
（平成２７年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
４．平成２７年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２第２項中の規定の適用については、「１００分の６７．５（特定管理職員にあっては１００分の７７．５）」とあるのは、「１００分の７２．５（特定管理職員にあっては１００分の８２．５）」とする。
附　則（平成２８年４月２８日　２８規程第４９号）
この規程は、平成２８年４月２８日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。ただし、別表第４に規定する区分中二種に係る同表の規定は、平成２８年４月１２日から適用する。
附　則（平成２８年６月３日　２８規程第９４号）
この規程は、平成２８年６月３日から施行し、平成２８年４月２８日から適用する。
附　則（平成２８年６月３０日　２８規程第１０４号）
この規程は、平成２８年６月３０日から施行する。

附　則（平成２８年９月１３日　２８規程第１１９号）
この規程は、平成２８年９月１３日から施行する。
附　則（平成２８年１２月２７日２８規程第１４８号）
（施行期日等）
１．この規程は、平成２８年１２月２７日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。ただし、平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの間における第１６条の規定の適用については、この規程による改正前の規定の例による。
（扶養手当の改正に伴う経過措置）
２．平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第１６条第１項ただし書及び同条第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第１６条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６，５００円（事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が８級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が５級であるもの（以下「事務職８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０，０００円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０，０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（定年制職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１０，０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６，５００円（定年制職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、同条第５項中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級以上職員等から事務職９級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに定年制職員となった者に扶養親族がある場合又は定年制職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その定年制職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第１号中「場合（事務職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「⑵　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「	(2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は同条第２項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	
	(3)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある定年制職員が配偶者のない定年制職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）	
	(4)　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある定年制職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に該当する場合を除く。）	」

と、同条第６項中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級以上職員等から事務職９級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級以上職員等以外の職員から事務職９級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職９級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号若しくは第７号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている定年制職員について第５項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある定年制職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある定年制職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている定年制職員のうち扶養親族たる子で第５項の規定による届出に係るものがある定年制職員が配偶者のない定年制職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている定年制職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある定年制職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない定年制職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

３．平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの間は、第１６条第１項ただし書及び同条第７項第３号から第６号までの規定は適用せず、第１６条第３項及び第５項から第７項までの規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「事務職本給表の適用を受ける定年制職員

でその職務の級が８級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が５級であるもの（以下「事務職８級職員等」という。）にあっては、３，５００円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」と、同条第５項中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級以上職員等から事務職９級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（事務職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び事務職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第６項中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級以上職員等から事務職９級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級以上職員等以外の職員から事務職９級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職９級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

４．平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの間は、第１６条第１項ただし書並びに同条第７項第３号及び第５号の規定は適用せず、第１６条第３項及び同条第５項から第７項の規定の適用については、第３項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が８級であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が５級であるもの（以下「事務職８級職員等」という。）」とあるのは「が８級以上であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が５級以上であるもの（以下「事務職８級以上職員等」という。）」と、「前項第２号」とあるのは「同項第２号」と、同条第５項中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職９級以上職員等から事務職９級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第１号中「場合（事務職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第２号中「場合及び事務職９級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第６項中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職９級以上職員等から事務職９級以上職員等以外の職員となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で前項の規定

による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職９級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職９級以上職員等以外の職員から事務職９級以上職員等となった定年制職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその定年制職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその定年制職員が事務職９級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第７項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号、第４号、第６号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（事務職９級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第４号中「事務職８級職員等が事務職８級職員等及び事務職９級以上職員等」とあるのは「事務職８級職員等が事務職８級以上職員等」と、同項第６号中「事務職８級職員等及び事務職９級以上職員等」とあるのは「事務職８級以上職員等」と、「が事務職８級職員等」とあるのは「が事務職８級以上職員等」とする。

（平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

５．平成２８年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の８５」とあるのは「１００分の９０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１１０」とする。

（平成２８年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）

６．平成２８年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２第２項中「１００分の７２．５（特定管理職員にあっては１００分の８２．５）」とあるのは、「１００分の７７．５（特定管理職員にあっては１００分の８７．５）」と、同条第４項中「１００分の８５（特定管理職員にあっては１００分の１０５）」とあるのは、「１００分の９０（特定管理職員にあっては１００分の１１０）」とする。

附　則（平成２９年３月２８日　２９規程第２９号）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月２６日２９規程第５７号）

（施行期日等）

１．この規程は、平成２９年１２月２６日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。ただし、第１７条の２及び第１７条の３の改正規定は、平成３０年１月１日から施行する。

（平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

２．平成２９年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１５」とする。

（平成２９年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）

３．平成２９年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の７７．５」とあるのは「１００分の８２．５」と、「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の９２．５」と、同条第４項中「１００分の９０（特定管理職員にあっては１００分の１１０）」とあるのは「１００分の９５（特定管理職員にあっては１００分の１１５）」とする。

（平成３０年４月１日における号俸の調整）

４．平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員のうち、平成２７年７月１日において国立研究開発法人物質・材料研究機構定年制職員給与規程の

一部を改正する規程（平成２７年３月３１日２７規程第９６号）附則第５項の規定により昇給した職員（以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると理事長が認めた職員の平成３０年４月１日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の１号俸上位の号俸とする。

附　則（平成３０年３月２７日３０規程第１８号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年１２月２５日　３０規程第４７号）

（施行期日等）

１．この規程は、平成３０年１２月２５日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

（平成３０年６月に支給する期末手当等に関する特例措置）

２．前項の規定にかかわらず、平成３０年６月に支給する期末手当、勤勉手当及び業績手当に関する第２０条から第２１条の２までの規定の適用については、なお従前のとおりとする。

（平成３０年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）

３．平成３０年１２月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１３０」とあるのは「１００分の１３７．５」と、「１００分の１１０」とあるのは「１００分の１１７．５」とする。

（平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

４．平成３０年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の１１５」とする。

（平成３０年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）

５．平成３０年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の８０」とあるのは「１００分の８２．５」と、「１００分の９０」とあるのは「１００分の９２．５」と、同条第４項中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１１２．５」とあるのは「１００分の１１５」とする。

附　則（平成３１年３月２６日　２０１９規程第２６号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日　２０１９規程第６８号）

（施行期日等）

１．この規程は、令和元年１２月２４日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。ただし、第２３条の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

（令和元年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）

２．令和元年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第２１条及び第２１条の２の規定の適用については、改正前の第２１条及び第２１条の２の規定の例による。

（令和元年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

３．令和元年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１７．５」とする。

（令和元年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）

４．令和元年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の８２．５」とあるのは「１００分の８５」と、「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、同条第４

項中「１００分の９５」とあるのは「１００分の９７．５」と、「１００分の１１５」とあるのは「１００分の１１７．５」とする。
（住居手当に関する経過措置）
５．第２３条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の第２３条の規定により支給されていた住居手当の月額が２，０００円を超える定年制職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める定年制職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月３１日までの間、改正後の第２３条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第２号において「旧手当額」という。）から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。
⑴改正後の第２３条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる定年制職員
⑵旧手当額から改正後の第２３条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる定年制職員
６．前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
附　則（令和２年２月２５日　２０２０規程第４号）
この規程は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年４月２８日　２０２０規程第４１号）
この規程は、令和２年４月２８日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則（令和２年１２月１５日　２０２０規程第６６号）
（施行期日等）
１．この規程は、令和２年１２月１５日から施行し、令和２年１２月１日から適用する。
（令和２年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）
２．令和２年１２月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の１０５」とする。
附　則（令和３年３月１５日　２０２１規程第２０号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和３年４月６日　２０２１規程第３４号）
この規程は、令和３年４月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。
附　則（令和４年３月２２日　２０２２規程第１１号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和４年５月３１日　２０２２規程第３２号）
（施行期日等）
１．この規程は、令和４年６月１日から施行する。
（令和４年６月に支給する期末手当に関する特例措置）
２．令和４年６月に支給する期末手当の額は、改正後の第２０条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和３年１２月に支給された期末手当の額に、同月１日（同日前１箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて

得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
⑴ 第２０条第２項に規定する特定管理職員
１０７．５分の１５
⑵ 特定管理職員以外の定年制職員
１２７．５分の１５
附　則（令和４年９月２６日　２０２２規程第５１号）
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。
附　則（令和４年１２月１３日　２０２２規程第６４号）
（施行期日等）
１．この規程は、令和４年１２月１３日から施行し、令和４年４月１日から適用する。
（令和４年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）
２．令和４年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関するる第２１条及び第２１条の２の規定の適用については、改正前の第２１条及び第２１条の２の規定の例による。
（令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
３．令和４年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」とする。
（令和４年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）
４．令和４年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の８７．５」とあるのは「１００分の９２．５」と、「１００分の９７．５」とあるのは「１００分の１０２．５」と、同条第４項中「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１２５」とする。
附　則（令和５年２月２８日　２０２３規程第３６号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則（令和５年３月２８日　２０２３規程第９１号）
（施行期日等）
１．この規程は、令和５年４月１日から施行する。
２．当分の間、職員の本給月額は、当該職員が満年齢６０年に達した日後における最初の４月１日（以下「特定日」という。）以後、当該職員の受ける本給表の本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
３．前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
一　定年制職員就業規則第４０条の４第１号の規定により管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員
二　定年制職員就業規則第４０条の４第２号の規定により管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員のうち、第１７条第１項により管理職手当の支給を受けている者であって、事務職役職区分表に定める一種の役職にある職員又は第１７条の２第４項により職制役職額の支給を受けている者であって、研究職・エンジニア職役職区分表に定める幹部職の役職にある職員
４．定年制職員就業規則第４０条の２第１項の規定により管理監督職を降任された職員であって、特定日に附則第２項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が管理監督職を降任された日の前日に当該職員が受けていた本給月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５

０円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第２項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
５．前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
６．附則第２項の規定の適用を受ける職員に対する第１７条の２第３項に定める職制基本額については、当分の間、当該職員が受ける職制基本額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

附　則（令和５年１１月２８日　２０２３規程第１１２号）

（施行期日等）
１．この規程は、令和５年１１月２８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。
（令和５年６月に支給する期末手当に関する特例措置）
２．令和５年６月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、改正前の第２０条の規定の例による。
（令和５年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）
３．令和５年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第２１条及び第２１条の２の規定の適用については、改正前の第２１条及び第２１条の２の規定の例による。
（令和５年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）
４．令和５年１２月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」とする。
（令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
５．令和５年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」とする。
（令和５年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）
６．令和５年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の９０」とあるのは「１００分の９２．５」と、「１００分の１００」とあるのは「１００分の１０２．５」と、同条第４項中「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１２５」とする。

附　則（令和６年３月２８日　２０２４規程第１０号）

この規程は、令和６年４月１日から施行し、令和６年１月１日から適用する。

附　則（令和６年５月２７日　２０２４規程第２５号）

（施行期日等）
１．この規程は、令和６年６月１日から施行する。
２．前項にかかわらず、令和６年６月１日に上席プラットフォーム長又は上席室長の役職となる職員には、令和６年４月１日から同役職にある間までは、令和５年３月２８日　２０２３規程第９１号附則第２項の規定は適用しない。

附　則（令和６年８月２１日　２０２４規程第３９号）
この規程は、令和６年９月１日から施行する。
附　則（令和６年１２月２０日　２０２４規程第５０号）
（施行期日等）
１．この規程は、令和６年１２月２０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。
（令和６年６月に支給する期末手当に関する特例措置）
２．令和６年６月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、改正前の第２０条の規定の例による。
（令和６年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する特例措置）
３．令和６年６月に支給する勤勉手当及び業績手当に関する第２１条及び第２１条の２の規定の適用については、改正前の第２１条及び第２１条の２の規定の例による。
（令和６年１２月に支給する期末手当に関する特例措置）
４．令和６年１２月に支給する期末手当に関する第２０条の規定の適用については、同条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」とする。
（令和６年１２月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
５．令和６年１２月に支給する勤勉手当に関する第２１条の規定の適用については、同条第４項中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」とする。
（令和６年１２月に支給する業績手当に関する特例措置）
６．令和６年１２月に支給する業績手当に関する第２１条の２の規定の適用については、同条第２項中「１００分の９２．５」とあるのは「１００分の９５」と、「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の１０５」と、同条第４項中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の１０７．５」と、「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１２７．５」とする。
附　則（令和７年３月２６日　２０２５規程第６５号）
（施行期日等）
１．この規程は、令和７年４月１日から施行する。
（号俸の切替え）
２．令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において第１０条第２項第１号から第３号の本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。
（切替日前の異動者の号俸の調整）
３．切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号俸については、切替日前において昇格（事務職本給表を受ける職員であってその職務の級が８級以上、月給制研究職本給表又は年俸制研究職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上及びエンジニア職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上への昇格に限り、本給表の適用を異にする異動された職員にあっては、号俸を決定する際の計算の過程における昇格をいう。以下この項において同じ。）をした職員のうち、その者の切替日前に行われた昇格がないものとし、かつ、切替日に昇格をしたもの（昇格が２回以上あった場合にあっては、切替日にそれらの昇格が順次あったもの）として初任給、昇格、昇給等規則第

２０条の規定を適用した場合に得られる号俸が第２項に定めるところにより決定される新号俸より有利な職員については、当該得られる号俸をもって、その者の新号俸とすることができる。この場合において、調整の際の初任給、昇格、昇給等規則第２０条の規定の適用については、切替日前に行われた昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

（初任給調整手当の特例）

４．切替日前に採用された事務職本給表を受ける職員であってその者が適用されている本給月額が第１７条の３第２項又は第３項の手当額を下回る場合には、第１７条の３項第２項又は第３項の規定を適用させて、初任給調整手当を支給する。

（附則（令和５年３月２８日　２０２３規程第９１号）第４項の特例）

５．令和７年４月１日以後新たに附則（令和５年３月２８日　２０２３規程第９１号）第４項の適用を受ける者で、基礎本給月額の基礎となる本給月額が令和７年３月３１日の本給表の本給月額となる場合において、令和７年３月３１日の基礎本給月額の基礎となる本給月額に対応するその者の号俸を受けていたものとして、令和７年４月１日附則第２項を適用した場合に同日に受けることとなったその者の号俸に対応する特定日の本給表の本給月額を基礎として算出したものを基礎本給月額とする。

（令和８年３月３１日までの間における扶養手当に関する経過措置）

６．切替日から令和８年３月３１日までの間における改正後の規程第１６条の規定の適用については、同条第１項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第６号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が８級以上であるもの及び月給制研究職本給表、年俸制研究職本給表又はエンジニア職本給表の適用を受ける定年制職員でその職務の級が５級以上であるものに対しては」と、同条第２項中「（５）重度心身障害者」とあるのは「（５）重度心身障害者　（６）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」　と、同条第３項中「１３，０００円」とあるのは「１１，５００円」と、「とする」とあるのは「、前項第６号に該当する扶養親族については３，０００円とする」とする。

附　則（令和７年４月１５日　２０２５規程第７４号）

この規程は、令和７年４月１５日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表第１　事務職本給表

職務の級 号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	0
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	0	0	0
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	0	0	0
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	0	0	0
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	0	0	0
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	0	0	0
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	0	0	0
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	0	0	0
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	0	0	0
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	0	0	0
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	0	0	0
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	0	0	0
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	0	0	0
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	0	0	0
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	0	0	0
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	0	0	0
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	0	0	0
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	0	0	0
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	0	0	0
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	0	0	0
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	0	0	0
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	0	0	0
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	0	0	0
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	0	0	0
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	0	0	0
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	0	0	0
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	0	0	0
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	0	0	0
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	0	0	0
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	0	0	0
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	0	0	0
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	0	0	0
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	0	0	0

42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	0	0	0
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	0	0	0
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	0	0	0
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	0	0	0
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	0	0	0	0
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	0	0	0	0
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	0	0	0	0
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	0	0	0	0
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	0	0	0	0
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	0	0	0	0
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	0	0	0	0
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	0	0	0	0
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	0	0	0	0
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	0	0	0	0
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	0	0	0	0
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	0	0	0	0
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	0	0	0	0
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	0	0	0	0
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	0	0	0	0
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	0	0	0	0
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	0	0	0	0
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	0	0	0	0
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	0	0	0	0
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	0	0	0	0
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	0	0	0	0
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	0	0	0	0
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	0	0	0	0
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	0	0	0	0
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	0	0	0	0
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	0	0	0	0
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	0	0	0	0
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	0	0	0	0
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	0	0	0	0	0
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	0	0	0	0	0
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	0	0	0	0	0
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	0	0	0	0	0
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	0	0	0	0	0
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	0	0	0	0	0
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	0	0	0	0	0
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	0	0	0	0	0
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	0	0	0	0	0
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	0	0	0	0	0
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	0	0	0	0	0
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	0	0	0	0	0
86	256,000	297,100	346,000	0	0	0	0	0	0	0
87	256,300	297,400	346,400	0	0	0	0	0	0	0

88	256,600	297,700	346,800	0	0	0	0	0	0	0
89	256,900	298,000	347,000	0	0	0	0	0	0	0
90	257,200	298,300	347,400	0	0	0	0	0	0	0
91	257,500	298,600	347,800	0	0	0	0	0	0	0
92	257,800	299,000	348,200	0	0	0	0	0	0	0
93	258,100	299,200	348,400	0	0	0	0	0	0	0
94	0	299,400	348,800	0	0	0	0	0	0	0
95	0	299,700	349,200	0	0	0	0	0	0	0
96	0	300,100	349,500	0	0	0	0	0	0	0
97	0	300,300	349,800	0	0	0	0	0	0	0
98	0	300,600	350,200	0	0	0	0	0	0	0
99	0	301,000	350,600	0	0	0	0	0	0	0
100	0	301,400	351,000	0	0	0	0	0	0	0
101	0	301,600	351,500	0	0	0	0	0	0	0
102	0	301,900	351,900	0	0	0	0	0	0	0
103	0	302,200	352,300	0	0	0	0	0	0	0
104	0	302,500	352,700	0	0	0	0	0	0	0
105	0	302,700	353,200	0	0	0	0	0	0	0
106	0	303,000	353,600	0	0	0	0	0	0	0
107	0	303,300	353,900	0	0	0	0	0	0	0
108	0	303,600	354,200	0	0	0	0	0	0	0
109	0	303,800	354,700	0	0	0	0	0	0	0
110	0	304,200	0	0	0	0	0	0	0	0
111	0	304,600	0	0	0	0	0	0	0	0
112	0	304,900	0	0	0	0	0	0	0	0
113	0	305,100	0	0	0	0	0	0	0	0
114	0	305,300	0	0	0	0	0	0	0	0
115	0	305,600	0	0	0	0	0	0	0	0
116	0	306,000	0	0	0	0	0	0	0	0
117	0	306,200	0	0	0	0	0	0	0	0
118	0	306,400	0	0	0	0	0	0	0	0
119	0	306,700	0	0	0	0	0	0	0	0
120	0	307,000	0	0	0	0	0	0	0	0
121	0	307,400	0	0	0	0	0	0	0	0
122	0	307,600	0	0	0	0	0	0	0	0
123	0	307,900	0	0	0	0	0	0	0	0
124	0	308,200	0	0	0	0	0	0	0	0
125	0	308,500	0	0	0	0	0	0	0	0

別表第２　月給制研究職本給表

職務の級号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	0
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	0
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	0
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	0
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	0
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	0
15	208,600	265,100	349,900	395,900	0	0
16	210,400	267,300	350,900	397,400	0	0
17	212,100	269,500	352,000	398,900	0	0
18	213,900	271,900	353,300	400,500	0	0
19	215,700	274,300	354,500	402,100	0	0
20	217,500	276,700	355,700	403,800	0	0
21	219,300	279,000	356,900	405,000	0	0
22	221,100	281,100	358,000	406,400	0	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	0	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	0	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	0	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	0	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	0	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	0	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	0	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	0	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	0	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	0	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	0	

34	240,200	302,300	369,200	422,900	0	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	0	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	0	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	0	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	0	
39	247,900	308,400	373,200	429,900	0	
40	249,500	309,300	374,000	431,300	0	
41	251,100	310,100	374,800	432,400	0	
42	252,600	310,600	376,100	433,700	0	
43	254,100	311,100	377,400	435,100	0	
44	255,600	311,600	378,600	436,400	0	
45	257,100	312,100	379,300	437,200	0	
46	258,400	312,600	380,300	438,000	0	
47	259,600	313,100	381,100	438,900	0	
48	260,800	313,600	381,800	439,800	0	
49	262,000	314,000	382,500	440,600	0	
50	263,100	314,500	383,200	441,400	0	
51	264,200	315,000	383,900	442,000	0	
52	265,300	315,500	384,600	442,800	0	
53	266,400	315,900	385,200	443,200	0	
54	267,500	316,400	385,900	443,800	0	
55	268,500	316,800	386,700	444,300	0	
56	269,500	317,200	387,500	444,800	0	
57	270,500	317,600	388,100	445,300	0	
58	271,200	318,000	388,900	0	0	
59	271,800	318,400	389,600	0	0	
60	272,400	318,800	390,300	0	0	
61	273,000	319,200	390,900	0	0	
62	273,600	319,800	391,600	0	0	
63	274,200	320,400	392,300	0	0	
64	274,800	321,000	393,000	0	0	
65	275,400	321,500	393,700	0	0	
66	276,000	322,100	394,300	0	0	
67	276,600	322,700	394,900	0	0	
68	277,200	323,300	395,600	0	0	
69	277,800	323,800	396,300	0	0	
70	278,500	324,400	396,800	0	0	
71	279,200	325,000	397,400	0	0	
72	279,900	325,600	398,000	0	0	

73	280,500	326,100	398,500	0	0
74	281,200	326,800	399,100		
75	281,900	327,500	399,700		
76	282,600	328,200	400,200		
77	283,200	328,900	400,700		
78	283,900	329,600	401,200		
79	284,600	330,300	401,700		
80	285,200	331,000	402,400		
81	285,800	331,700	402,800		
82	286,500	332,500	0		
83	287,200	333,200	0		
84	287,800	333,800	0		
85	288,400	334,300	0		
86	289,100	334,800	0		
87	289,800	335,200	0		
88	290,400	335,600	0		
89	291,000	335,900	0		
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			

112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

別表第２の２　年俸制研究職本給表

職務の	１級	２級	３級	４級	５級	６級
級号俸	年俸本給	年俸本給	年俸本給	年俸本給	年俸本給	年俸本給
	円	円	円	円	円	円
1	1,986,120	2,526,120	3,521,880	4,060,800	4,822,200	5,968,080
2	1,998,000	2,572,560	3,543,480	4,075,920	4,929,120	6,045,840
3	2,010,960	2,601,720	3,565,080	4,091,040	5,030,640	6,103,080
4	2,022,840	2,630,880	3,586,680	4,106,160	5,137,560	6,151,680
5	2,034,720	2,658,960	3,606,120	4,121,280	5,241,240	6,194,880
6	2,057,400	2,676,240	3,627,720	4,136,400	5,347,080	6,227,280
7	2,080,080	2,692,440	3,648,240	4,151,520	5,443,200	6,251,040
8	2,102,760	2,708,640	3,668,760	4,166,640	5,528,520	6,272,640
9	2,125,440	2,724,840	3,688,200	4,181,760	5,612,760	0
10	2,147,040	2,747,520	3,705,480	4,197,960	5,689,440	0
11	2,168,640	2,770,200	3,722,760	4,213,080	5,746,680	0
12	2,190,240	2,791,800	3,740,040	4,228,200	5,795,280	0
13	2,211,840	2,813,400	3,757,320	4,243,320	5,827,680	0
14	2,232,360	2,838,240	3,768,120	4,259,520	5,849,280	0
15	2,252,880	2,863,080	3,778,920	4,275,720	0	0
16	2,272,320	2,886,840	3,789,720	4,291,920	0	0
17	2,290,680	2,910,600	3,801,600	4,308,120	0	0
18	2,310,120	2,936,520	3,815,640	4,325,400	0	0
19	2,329,560	2,962,440	3,828,600	4,342,680	0	0
20	2,349,000	2,988,360	3,841,560	4,361,040	0	0
21	2,368,440	3,013,200	3,854,520	4,374,000	0	0
22	2,387,880	3,035,880	3,866,400	4,389,120	0	
23	2,406,240	3,058,560	3,878,280	4,404,240	0	
24	2,424,600	3,080,160	3,890,160	4,418,280	0	
25	2,442,960	3,101,760	3,902,040	4,432,320	0	
26	2,465,640	3,122,280	3,912,840	4,446,360	0	
27	2,486,160	3,142,800	3,923,640	4,462,560	0	
28	2,506,680	3,163,320	3,934,440	4,478,760	0	
29	2,527,200	3,183,840	3,944,160	4,491,720	0	
30	2,539,080	3,200,040	3,953,880	4,504,680	0	
31	2,550,960	3,216,240	3,962,520	4,521,960	0	
32	2,562,840	3,232,440	3,971,160	4,538,160	0	
33	2,577,960	3,248,640	3,978,720	4,552,200	0	
34	2,594,160	3,264,840	3,987,360	4,567,320	0	
35	2,610,360	3,281,040	3,996,000	4,582,440	0	

36	2,626,560	3,296,160	4,004,640	4,597,560	0	
37	2,642,760	3,311,280	4,013,280	4,612,680	0	
38	2,660,040	3,321,000	4,021,920	4,627,800	0	
39	2,677,320	3,330,720	4,030,560	4,642,920	0	
40	2,694,600	3,340,440	4,039,200	4,658,040	0	
41	2,711,880	3,349,080	4,047,840	4,669,920	0	
42	2,728,080	3,354,480	4,061,880	4,683,960	0	
43	2,744,280	3,359,880	4,075,920	4,699,080	0	
44	2,760,480	3,365,280	4,088,880	4,713,120	0	
45	2,776,680	3,370,680	4,096,440	4,721,760	0	
46	2,790,720	3,376,080	4,107,240	4,730,400	0	
47	2,803,680	3,381,480	4,115,880	4,740,120	0	
48	2,816,640	3,386,880	4,123,440	4,749,840	0	
49	2,829,600	3,391,200	4,131,000	4,758,480	0	
50	2,841,480	3,396,600	4,138,560	4,767,120	0	
51	2,853,360	3,402,000	4,146,120	4,773,600	0	
52	2,865,240	3,407,400	4,153,680	4,782,240	0	
53	2,877,120	3,411,720	4,160,160	4,786,560	0	
54	2,889,000	3,417,120	4,167,720	4,793,040	0	
55	2,899,800	3,421,440	4,176,360	4,798,440	0	
56	2,910,600	3,425,760	4,185,000	4,803,840	0	
57	2,921,400	3,430,080	4,191,480	4,809,240	0	
58	2,928,960	3,434,400	4,200,120	0	0	
59	2,935,440	3,438,720	4,207,680	0	0	
60	2,941,920	3,443,040	4,215,240	0	0	
61	2,948,400	3,447,360	4,221,720	0	0	
62	2,954,880	3,453,840	4,229,280	0	0	
63	2,961,360	3,460,320	4,236,840	0	0	
64	2,967,840	3,466,800	4,244,400	0	0	
65	2,974,320	3,472,200	4,251,960	0	0	
66	2,980,800	3,478,680	4,258,440	0	0	
67	2,987,280	3,485,160	4,264,920	0	0	
68	2,993,760	3,491,640	4,272,480	0	0	
69	3,000,240	3,497,040	4,280,040	0	0	
70	3,007,800	3,503,520	4,285,440	0	0	
71	3,015,360	3,510,000	4,291,920	0	0	
72	3,022,920	3,516,480	4,298,400	0	0	
73	3,029,400	3,521,880	4,303,800	0	0	
74	3,036,960	3,529,440	4,310,280			

75	3,044,520	3,537,000	4,316,760			
76	3,052,080	3,544,560	4,322,160			
77	3,058,560	3,552,120	4,327,560			
78	3,066,120	3,559,680	4,332,960			
79	3,073,680	3,567,240	4,338,360			
80	3,080,160	3,574,800	4,345,920			
81	3,086,640	3,582,360	4,350,240			
82	3,094,200	3,591,000	0			
83	3,101,760	3,598,560	0			
84	3,108,240	3,605,040	0			
85	3,114,720	3,610,440	0			
86	3,122,280	3,615,840	0			
87	3,129,840	3,620,160	0			
88	3,136,320	3,624,480	0			
89	3,142,800	3,627,720	0			
90	3,150,360	3,633,120				
91	3,157,920	3,637,440				
92	3,164,400	3,641,760				
93	3,170,880	3,645,000				
94	3,178,440	3,649,320				
95	3,184,920	3,653,640				
96	3,191,400	3,657,960				
97	3,194,640	3,663,360				
98	3,201,120	3,668,760				
99	3,207,600	3,674,160				
100	3,213,000	3,679,560				
101	3,218,400	3,684,960				
102	3,222,720	3,690,360				
103	3,227,040	3,695,760				
104	3,231,360	3,701,160				
105	3,235,680	3,705,480				
106	3,241,080	3,709,800				
107	3,246,480	3,715,200				
108	3,249,720	3,719,520				
109	3,251,880	3,724,920				
110	3,256,200	3,729,240				
111	3,259,440	3,733,560				
112	3,261,600	3,737,880				
113	3,264,840	3,743,280				

114	3,268,080	3,747,600				
115	3,271,320	3,751,920				
116	3,274,560	3,756,240				
117	3,277,800	3,761,640				
118	3,281,040	3,765,960				
119	3,283,200	3,770,280				
120	3,286,440	3,774,600				
121	3,289,680	3,778,920				

別表第３　エンジニア職本給表

職務の級号俸	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500	552,600
2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400	559,800
3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800	565,100
4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700	569,600
5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300	573,600
6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100	576,600
7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000	578,800
8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900	580,800
9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700	0
10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800	0
11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100	0
12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600	0
13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600	0
14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600	0
15	208,600	265,100	349,900	395,900	0	0
16	210,400	267,300	350,900	397,400	0	0
17	212,100	269,500	352,000	398,900	0	0
18	213,900	271,900	353,300	400,500	0	0
19	215,700	274,300	354,500	402,100	0	0
20	217,500	276,700	355,700	403,800	0	0
21	219,300	279,000	356,900	405,000	0	0
22	221,100	281,100	358,000	406,400	0	
23	222,800	283,200	359,100	407,800	0	
24	224,500	285,200	360,200	409,100	0	
25	226,200	287,200	361,300	410,400	0	
26	228,300	289,100	362,300	411,700	0	
27	230,200	291,000	363,300	413,200	0	
28	232,100	292,900	364,300	414,700	0	
29	234,000	294,800	365,200	415,900	0	
30	235,100	296,300	366,100	417,100	0	
31	236,200	297,800	366,900	418,700	0	
32	237,300	299,300	367,700	420,200	0	
33	238,700	300,800	368,400	421,500	0	

34	240,200	302,300	369,200	422,900	0	
35	241,700	303,800	370,000	424,300	0	
36	243,200	305,200	370,800	425,700	0	
37	244,700	306,600	371,600	427,100	0	
38	246,300	307,500	372,400	428,500	0	
39	247,900	308,400	373,200	429,900	0	
40	249,500	309,300	374,000	431,300	0	
41	251,100	310,100	374,800	432,400	0	
42	252,600	310,600	376,100	433,700	0	
43	254,100	311,100	377,400	435,100	0	
44	255,600	311,600	378,600	436,400	0	
45	257,100	312,100	379,300	437,200	0	
46	258,400	312,600	380,300	438,000	0	
47	259,600	313,100	381,100	438,900	0	
48	260,800	313,600	381,800	439,800	0	
49	262,000	314,000	382,500	440,600	0	
50	263,100	314,500	383,200	441,400	0	
51	264,200	315,000	383,900	442,000	0	
52	265,300	315,500	384,600	442,800	0	
53	266,400	315,900	385,200	443,200	0	
54	267,500	316,400	385,900	443,800	0	
55	268,500	316,800	386,700	444,300	0	
56	269,500	317,200	387,500	444,800	0	
57	270,500	317,600	388,100	445,300	0	
58	271,200	318,000	388,900	0	0	
59	271,800	318,400	389,600	0	0	
60	272,400	318,800	390,300	0	0	
61	273,000	319,200	390,900	0	0	
62	273,600	319,800	391,600	0	0	
63	274,200	320,400	392,300	0	0	
64	274,800	321,000	393,000	0	0	
65	275,400	321,500	393,700	0	0	
66	276,000	322,100	394,300	0	0	
67	276,600	322,700	394,900	0	0	
68	277,200	323,300	395,600	0	0	
69	277,800	323,800	396,300	0	0	
70	278,500	324,400	396,800	0	0	
71	279,200	325,000	397,400	0	0	
72	279,900	325,600	398,000	0	0	

73	280,500	326,100	398,500	0	0
74	281,200	326,800	399,100		
75	281,900	327,500	399,700		
76	282,600	328,200	400,200		
77	283,200	328,900	400,700		
78	283,900	329,600	401,200		
79	284,600	330,300	401,700		
80	285,200	331,000	402,400		
81	285,800	331,700	402,800		
82	286,500	332,500	0		
83	287,200	333,200	0		
84	287,800	333,800	0		
85	288,400	334,300	0		
86	289,100	334,800	0		
87	289,800	335,200	0		
88	290,400	335,600	0		
89	291,000	335,900	0		
90	291,700	336,400			
91	292,400	336,800			
92	293,000	337,200			
93	293,600	337,500			
94	294,300	337,900			
95	294,900	338,300			
96	295,500	338,700			
97	295,800	339,200			
98	296,400	339,700			
99	297,000	340,200			
100	297,500	340,700			
101	298,000	341,200			
102	298,400	341,700			
103	298,800	342,200			
104	299,200	342,700			
105	299,600	343,100			
106	300,100	343,500			
107	300,600	344,000			
108	300,900	344,400			
109	301,100	344,900			
110	301,500	345,300			
111	301,800	345,700			

112	302,000	346,100				
113	302,300	346,600				
114	302,600	347,000				
115	302,900	347,400				
116	303,200	347,800				
117	303,500	348,300				
118	303,800	348,700				
119	304,000	349,100				
120	304,300	349,500				
121	304,600	349,900				

別表第４　事務職役職区分表

区分	役職
一種	審議役、部門長
二種	上席室長（理事長が特に定める者に限る）、室長（理事長が特に定める者に限る）
三種	上席室長（理事長が特に定める者に限る）、室長（理事長が特に定める者に限る）
四種	上席室長（理事長が特に定める者に限る）、室長（理事長が定める者に限る）
五種	上席室長（二種から四種までに掲げる者以外の者）、室長（二種から四種までに掲げる者以外の者）

別表第５　管理職手当表

職務の級	区分	金額
１０級	一種	１３９，３００円
９級	一種	１３０，３００円
	二種	１０４，２００円
８級	一種	１１６，９００円
	二種	９４，０００円
	三種	８２，２００円
７級	二種	８８，５００円
	三種	７７，４００円
	四種	６６，４００円
６級	三種	７２，７００円
	四種	６２，３００円
	五種	５１，９００円
５級	四種	５９，５００円
	五種	４９，６００円
４級	四種	５５，５００円
	五種	４６，３００円

別表第５の２　職制基本額表

職務の級	金額
６級	８８，０００円
５級	７７，６００円
４級	６７，２００円
３級	６０，９００円
２級	３９，０００円

別表第６　研究職・エンジニア職役職区分表

区分	役職
幹部職	フェロー、マイスター、センター長、部門長、代表その他理事長がこれらの職と同等と認めた者
基幹職	副センター長、副部門長、分野長、プラットフォーム長、副代表、上席グループリーダー、上席ユニットリーダー、上席プラットフォーム長その他理事長がこれらの職と同等と認めた者
統括職	上席研究員、副プラットフォーム長、グループリーダー（データ創出・活用型磁性材料研究拠点に置かれるものを除く。）、ユニットリーダー、上席室長、室長、外部連携組織の長のうち理事長が定めた者その他理事長がこれらの職と同等と認めた者

備　考

（１）この表中「センター長」とは、国立研究開発法人物質・材料研究機構組織規程（令和５年２月２８日　２０２３規程第７号。以下「組織規程」という。）第５７条第１項に規定するセンター長をいう。

（２）この表中「副センター長」とは、組織規程第５８条第１項に規定する副センター長をいう。

別表第７　職制役職額表

区分	金額
幹部職	５２，０００円
基幹職	２６，０００円
統括職	１３，０００円